

第 3 日

1. 平成26年 3 月10日 午前10時00分招集
2. 平成26年 3 月10日 午前10時00分開議
3. 平成26年 3 月10日 午後 4 時23分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 杉 本 和 彰	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 庄 山 忠 文	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 笠 輝 博 書 記 前 田 聡 子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	今 村 裕 司	総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽
会 計 管 理 者	徳 永 宣 久	企 画 課 長	山 下 仁
建 設 課 長	杉 本 章 一	経 済 課 長	坂 本 政 明
税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘	健 康 福 祉 課 長	堤 一 徳
学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司	社 会 教 育 課 長	有 富 孝 一
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	石 原 恵 一	町 立 病 院 事 務 長	池 田 宝 生
事 業 課 長	松 尾 憲 成	福 祉 課 長	高 木 洋 一 郎

12. 議事日程

日程第1 議案第2号 和水町立病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備について

日程第2 議案第3号 消費税率の改定に伴う関係条例の整備について

日程第3 議案第4号 和水町交通災害共済条例の廃止について

- 日程第4 議案第5号 和水町特別会計条例の一部改正について
- 日程第5 議案第6号 和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第7号 和水町学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第8号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 議案第9号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第10号 平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第11号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第12号 平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第13号 平成25年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第14号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算
（第2号）
- 日程第14 議案第15号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算
（第3号）
- 日程第15 議案第16号 平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 常任委員長の平成26年度当初予算審査報告について
- 日程第17 議案第17号 平成26年度和水町一般会計予算
- 日程第18 議案第18号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成26年度和水町介護保険事業会計予算
- 日程第20 議案第20号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
- 日程第21 議案第21号 平成26年度和水町簡易水道事業会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成26年度和水町下水道事業会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成26年度和水町春富財産区特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算
- 日程第27 議案第27号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
規約の一部変更について
- 日程第28 議案第28号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変
更について
- 日程第29 議案第29号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第30 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第31 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会）
- 日程第32 閉会中の継続審査について（厚生常任委員会）
- 日程第33 閉会中の継続審査について（建設経済常任委員会）
- 日程第34 閉会中の議員派遣について
- 日程第35 閉会中の継続審査について（議会運営委員会）

開議 午前10時00分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。

着席ください。

これから本日の会議を開きます。

○議長（多賀勝丸君） はじめに笹渕議員の3月5日の一般質問に対し、答弁漏れがありました。執行部の答弁を許可します。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 3月5日の笹渕議員の一般質問2項目子育て支援についての質問の中で、学童保育における平成26年度の申込み状況について答弁漏れがありましたので、御答弁いたします。

放課後児童クラブの補助対象は10人以上の登録児童があり、平日3時間以上年間250日以上開設することが条件となっています。このため、三加和地区の保育園は登録者が10人未満で条件を満たさないため園単独事業として実施いただいております。菊水保育園ひまわりサポートは基準を満たしているため町が委託契約し運営を行っていただいております。26年度の申込み状況について、議員は定員45人に対し、登録申込者数51名と申されていますが、実際は定員は35人で3月1日現在の登録申込者数は42人です。なお、放課後児童クラブ設置におけるガイドラインにおいて1人の利用面積をおおむね1.65平方メートルとしており、現在使用されている部屋の面積が57.75平方メートルのため定員を35名としているということです。申込者の中には、利用回数が少ない方、お迎えが午後5時前ということで3時間という時間を満たさない方等の補助基準を満たさない方も申し込まれています。このようなことから、基準に満たない申込者の方には、年間登録をする場合3,000円の登録料を払わなくてはならないので、利用されるときに随意登録をしていただき、受入れ園でも定員をオーバーしたい日等は、別日の開通をしたりして受入れをしているということなので、基準を満たさない方には随時登録をお願いしているところです。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ここで、笹渕賢吾君から3月5日の一般質問の発言について訂正を願いたいという申出がありますので、これを許します。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今、健康福祉課長より答弁がありましたが、3月5日の一般質問の中で学童保育における平成26年度の申込み状況について、定員45人に対して登録申込者数51人と発言をいたしました。実際は定員35人に対して登録申込者数42人と訂正をお願いしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ただいま、笹渕賢吾君から申出の発言の訂正については、会議規則第64条の規定によりこれを許可します。

日程第1 議案第2号 和水町立病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係

条例の整備について

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、議案第2号「和水町立病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立、全員です。したがって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号 消費税率の改定に伴う関係条例の整備について

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、議案第3号「消費税率の改定に伴う関係条例の整備について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この今回の消費税5%から8%への消費税率の引上げということで、今回の提案になっているかと思いますが、提案理由の中で、社会保障の安定強化、あるいは公共施設の増税、ロマン館、こういったところでの消費税8%への増税に関する関係での提案だというふうに思いますが、町内の施設あるいは全体を通じて、この消費税増税8%にかかわる内容について伺いたいと思います。簡単に結構です。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 笹渕議員さんの質問にお答えします。現在、今回条例改正をお願いしてる分は特別会計の分でございまして、それぞれ簡易水道、下水道、特定地域排水処理事業に関しては、消費税、使用料等をとった場合、確定申告が必要になってくる事業でございまして、その分について今回改正を行っている状況でございまして。ほかの一般会計のほうで使用料等をとっている部分の実績等をちょっと申し上げたいと思います。一応、春富集会センターが現在1万5,740円程度、それから斎場使用料として130万6,000円、それから民家村の使用料として121万4,000円、公民館の使用料として83万2,000円、それから体育館等、ふれあい会館等を含めますけど、体育館等の使用料が417万4,000円程度、今平成25年度の使用料として入っている状況でございまして。一般会計でとっている使用料については、次回の27年の10月10%になる時点で上げ方を

検討したいと思っております。ちょっと、はっきりとした答えにならないかもしれませんが、そういう思いで今回4つの事業の改正を行っているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） おおまかにはわかりましたが、私は基本的には5%から8%への増税というのは、町民への負担増がかなり全般的に増えてくるということを考えれば、この提案には反対ということを表明しておきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第3号について原案のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおりに可決されました。

日程第3 議案第4号 和水町交通災害共済条例の廃止について

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、議案第4号「和水町交通災害共済条例の廃止について」を議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第4号について原案のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおりに可決されました。

日程第4 議案第5号 和水町特別会計条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、議案第5号「和水町特別会計条例の一部改正について」を議

題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第5号について原案のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長(多賀勝丸君) 日程第5、議案第6号「和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(多賀勝丸君)

5番 荒木政士君

○5番(荒木政士君) この福祉センターの設置、管理条例、観光目的から介護予防の拠点、福祉施設のしたためということでございます。このあばかん家につきましては、この条例上程されてから熊日で大きく取り上げられました。私たちも今いろんな人の話を聞きながら回っておるところでございますけれども、私もこのあばかん家を福祉センターを借用というのは、もちろん賛成でございました。しかしながら、今、特にお年寄りあたりから「温泉バスをどぎゃんかしてくれんか」とか、これ前の話ですけれども、今もそういう要望がっております。私は今一度、そういった本当の福祉、今これを可決すればそれで終わってしまうんじゃないかなと思いますし、町民の要望にも答えられないという私ども心ぐるしい点もございます。コミュニティバスの問題とか、いろんな話もいろいろしてきましたけれども、この本当に福祉、特に旧三加和で前からありましたこの施設、本当の福祉施設として立ち上げられてきて非常にあれ、お年寄りの方へ喜ばれた施設でございます。確かに肥後元気村がこういう赤字をだして、もうどぎゃんかせにやいかんという形の中でこういう条例変更がなされてきたその点は私も理解はしますけれども、なんとかですね、やっぱお年寄りのために、例えばああいう大型バスを回すんじゃないくて10人乗り程度のバスを回すとかでくるような形といいますか、例えば今丸美屋さんが入っております交流センター、そっちの方でもいいかと思います。私はこの三加和温泉全体に関して、やはり今丸美屋さんでも一緒ですけれどももっと私は1年後のことを危惧しております。今のままでは撤退といいますか、そういう方向にもいくんじゃないかなとか、私の持論は、あばかん家を社協へ、そして、交流センターを交流センターと緑彩館を別箇にて3分割というのを当初から申し上げていま

した。今、ああいう温泉施設、ちょっと話ずれるかと思いますが、ああいう施設ではやはりもうなかなか経営が成り立っていかん、私はその3分割を、交流センターを直営で、また緑彩館を出荷協議会あたりでとか、そういう形というものを持論として言ってまいりました。何とかこの福祉施設を昔の三加和がやっておったようなそういう温泉バスの利用とか、そういうところを考えられないかなということですね、今一度、ゆっくりこの福祉に関してまた議論したいなというふうに思う。今これを決定するにはちょっと町民に対して申し訳ない気がしますので、まあそういう気持ちであります。町長いかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただいま荒木議員さんから今回この条例制定について関わる中で、以前まで肥後元気村として交流温泉センター、緑彩館、あばかん家この三つの施設を運営をし、今日まで至ってまいったわけでございますが、御承知のとおり、非常に周囲にいろんなものができる、そして右肩下がりそのお客さんが減る中で経営が厳しい状況になり、今日あばかンを切り離し、交流センターと緑彩館を今丸美屋さんに指定管理いたしておるわけでございます。よって、その丸美屋に指定管理いたしておることに関して、いささか十分な思いの中に進んでない状況でもございますが、これはしっかりとまた行政のほうで支援できる形の中でしっかりと取組み、そして所期の目的を達成いただくそのことに関しては、行政が支援できる範囲内は支援しながら成功に導いていただくその努力を願うところでございます。

それから、あばかん家に関しては今日、菊水が社協が本拠地としてありまして、支所を三加和支所に一部置いて福祉協議会運営をいたしておりました。これをやはり和水の中心でありますあばかん家に拠点として、それから、それぞれ和水全体にあちこち走りながら福祉サービスをしていく、そういうふうに考えて、今回福祉センター設置に関する条例を御提案を申し上げておるわけでございます。そういう中に、そのあばかん家においても温泉というものを持っておりますので、社協そのものが温泉事業に取り組むことじゃなくて、何か別の形の中で工夫しながらその地域の方々に対する高齢化率、だんだんと高くなっておりますので、やはり、これを楽しみとして期待されておりますので、いつときも早くそれを朝早くから夕方遅くまで、今日までの営業的な形じゃなくて、やはり効率の良い町が負担してもそれ以上高齢者に対する喜び、幸せを感じていただく、そして高齢者医療、介護保険そうしたものに多少なり反映できるようなそういうことを総合的に今後考えていかなければならない、そういうふうな思いでございます。

○議長（多賀勝丸君）

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） この理由づけて言いますか、それは理解しておるつもりでございます。ただ、今私が申し上げたのは健康で長生きされておる、まだ介護とかそういうのに入られない、入っておられない方の今までのような温泉バスを利用したというかそういった利用を何とか考えられないかということで今お聞きしておるところでございます。例えば、交流センターの丸美屋さんなら丸美屋さんでもいいんですけれども、今またバイキングとかそういうことをやっておら

れます。しかし、お年寄りといえますか、それは福岡あたりのお客さんでもそうだと思いますけれども、バイキングで1,000円を出して昼飯をとく、結構金銭的にシビアな方が多くおられますので、さっき危惧しているという点は私はそういう意味で言ったつもりでございます。社協として営業ができないという、それが私の当初、ちょっと頭にございませんでしたのでなんとか温泉バスを復活させて利用できるようなことが考えられないか、それを課長さんでもいいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） この福祉センターにつきましては、将来的には、社会福祉協議会が本施設の指定管理者として受けれるように、移行できるように十分に検討していきたいと思っております。そこで町の福祉の拠点として利用できるようにということでは考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） 今の答弁では、そういった営業ができるということでしょうか。できれば、町長に、例えば温泉バスを復活させるとか、そういうことを、そして、それを民間の方が利用できるということ、できれば御確約をいただければと思いますけれども。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今担当課長は社会福祉協議会に、その温泉の運営を管理委託をする指定管理をする、それも社協が受け入れ態勢が整うならそれでいいんですけれども、それが厳しいということであれば一部、朝早くから夜遅くまで対外的なお客さんを不特定多数いただいて営業的なものじゃなくて、やっぱり地域の方々、町民の方々を対象としたそういう入浴サービス、そしてそれを健康、心の癒やしになる、そういうことであれば誰か、ボイラー、いろんな技術者を一人置いて、あとはシルバーあたりに事業の中で運営するとか、なんかいろんな工夫はして、ひとつ、いつときも早く地域の方々に喜んでいただけるそういう工夫をする必要はある、まず今、内部においては社会福祉協議会があそこで活動する拠点として取り組んでおりますので、それは、もうこのあと新しい年度移行しますので、早速その温泉利活用に関して地域の方々が期待に十分添えるかどうかわかりませんが、期待に添えるようにはどうしたらいいのか、ということは、今こうしますあしますということは持ち合わせてはおりませんが、何らかの工夫でなければいけない。そういうふうな思いでございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。ちょっと今の答弁がいまいち意味がわからんですが、観光の目的から介護予防に変えるわけですね。何か答弁を聞いてると、そのまま観光目的の部分があるような雰囲気がするんですね。要するに一般入浴は全くできない状況にするわけですね。

よね、観光目的から外すということは。あくまで介護予防の拠点となる福祉施設ということを提案理由に書いてあるわけですよね。先ほどの町長の答弁は、ちょっといまいち意味がわからんですけど、あくまで観光、何回も言いますけど、観光目的の活用から介護予防の拠点ですよね。先ほどの答弁聞いとると、介護予防だと言いながら温泉利活用も、今ははっきりできないけど検討せにゃいかんて。この条例の制定の意味はどこにあるのかですよね。去年の当初予算の時も非常に、こう多くの議員から出て、健康福祉課は1年間にわたって何回も全員協議会で説明責任を果たされているわけですよね。でも今の答弁を聞くと、だから、何のためにこの条例を制定するのかという意味が、基本的な部分からわからなくなったのですが、そこらへんを明確に町長、答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） この条例と今質疑、荒木議員さんがおっしゃっていることはちょっと切り離して考えて、やはり社会福祉協議会そのものに関しては、そこで役割を十分果たすための条例を制定させていただきたい、そして、やはりその温泉という施設がありますので、今度は別な角度でそれを地域の方々に利活用いただく形の中の工夫をさせていただきたい。社協とそういう観光、社協が観光事業をするわけではございませんので、今までは観光的なもので運営されていたのを社会福祉協議会に向けて条例をあそこの運営に関して条例をここに御提案を申し上げておるわけですので、そういう中で地域の方々が非常に残念に思っておられることに関して、それをかなうためには何らかの工夫をして、ひとつ今後この条例と別に検討させていただきますと、検討していく必要があるということを申し上げておるわけでございます。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 意味がわからんですけど、要するに和水町三加和温泉ふれあいセンターの森、あばかん家の設置及び管理に関する条例を廃止するわけですよね、廃止するわけですよね、そして社協は社協でして、あばかん家はあばかん家で別途するとか、この条例の意味がなしてるとかなと思うとですよ。町長が答弁されている理由は、多分ですよ、町長も今度の選挙で三加和地域の皆様へて、「坂梨豊昭だから約束できる」という中に、「和水町福祉センター旧あばかん家の温泉入浴一般開放を検討実現します」とあるんですよね、これの具体的な中身っていったいなん何でしょうか、お伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） この御提案しておることにに関して御審議、御採択いただきたい。今、御質問に関しては、これから先の私の思いを述べておるわけですから、ここでそれはこうで、ああしますよ、具体的にお答えする必要はないと思います。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） お答えする必要はないっちゃんことですから、だったら何のために提案されているのか、基本的な意味から私はわかりません。要するに温泉っちゃんのは、もう一度お伺いします。観光目的じゃない温泉を実際どのように利用されるのか、実際、介護予防の拠点、だけん切り離すと言われました、切り離すと言われました、切り離すと言われました。ところが実際はどういうことなのかをもう1回答弁を求めます。

（「休憩願います」と呼ぶものあり）

○議長（多賀勝丸君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時33分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今ここで条例を制定を提案申し上げておりますが、このことに関しては、今担当課長とちょっと確認をいたしたところでございます。

よって、社協は今二つの事務所をもって、それを一つに統合し、そしてやはり、社協介護予防、福祉事業をするために今、改装をし、それを整えてそこにひとつの館として、拠点として総合センター的な役割を果たすわけでございます。そこに温泉というのがあるから、それをどういうふうに社協が利活用するかは、まだ具体的にはなっておりません。ですからそれは、ほんな週に何回か何時間かという話になるでしょう。それはそれとして、ひとつ議員の皆様方に関しては御理解をいただきたい、そういう一方やはり一般の方々が、そこに地域の方々がやっぱり温泉利活用をするためには、また別な角度から、その議論をし、そしてどういうふうな社協との連携をしながら取り組んでいけるのか、これは全く今日の条例とは別に私自身そういうことが、議論提言する立場を得たならば、そういう荒木議員さん、また三加和の議員さん方は住民の方から大変なお叱りをいただいておりますので、そうしたことを払うために取り組むという気持ちをもっておるということでございますので、具体的にこうします、ああします、これはまだ今日の条例制定にかかわるものではございませんので、内容に関しては申し上げかねますけれども、この条例に関してはひとつ、きちんと社協としての条例制定で、社会福祉協議会としての条例で利活用を提案しておるものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） 条例の中の事業と第4条の事業を行うということになっております。その中の5のその他設置目的に達するために、必要な事業に関することというような文面がありますが、この内容を説明をお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい、具体的には内容をこういうものああいうものと想定はしておりませんが、一応設置目的で書いております地域住民の福祉の増進に寄与することを目的というふうに書いておりますので、その部分に今掲げているのが第4条の1、2、3、4号以外にある部分、例えばもしあるのであれば家族の介護者同士の交流会及び講習会とか、各種ボランティアの養成講座とか研修会とか、そういう事業がもし出てきた場合には、そのへんを1から4に載っていない部分でありますので、そういうのを想定しておるところです。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 条例の文案から1点だけお尋ねいたします。条例の今庄山議員のほうからありましたが、第4条の第1項第5号で、その他設置目的を達成するために必要な事業に関することとありますが、例えば、設置目的、これは第2条です。住民が必要とするサービスの中に温泉施設の一般開放の要請が例えばあった場合、福祉センターとして地域住民に一般開放するかどうか、その点まずお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今議員さんからおっしゃった部分は、わかる意味もありますが、一応福祉の活動の拠点ということで掲げておりますので一般開放という部分は、ちょっと福祉の活動の拠点という部分には該当しないと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま課長のほうから一般開放はしないというような答弁があっております。3月6日の熊日新聞に、温泉は町社会福祉協議会のデイサービス事業に限ると、それから温泉の一般利用はやめると出ておりました。それからしますと、第2条の設置目的の住民が必要とするサービスの提供という文言そのものが、ここでは通用しないと、条文としての整合性が取れないと思いますがいかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 先ほども申し上げましたように福祉活動という部分の中から、どこまでとらえるか、非常に難しい部分だと思いますが、条文の中で考える福祉活動の拠点の中で住民が必要とするサービスという部分で福祉目的のサービスであるというふうにこちらでは考えておるところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） どうも、今までの説明を聞いておりますと、町長の答弁と課長の答弁に、どうもちょっとすり合わせが完全にできてないような感じがいたします。先ほど別の角度から対処していきたいという町長の答弁がございましたが、そのへんも含めて町長のお考えをもういっ

ぺん確認したいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） こういうふうなお答えが適切なかわかりませんが、私の思いとしては、今、社会福祉協議会がなすべき役割、そうした事業の中で住民、これにうたってある許される範囲、サービスできる可能な限りは、やはりやっていかないかん、しかし、やはり社会福祉協議会というのは、きちんとした形の中でやりながら、やはり私がさっきから申し上げておるのは、別な社会福祉協議会がきちんと私どもが何らかの形でそれを引き受けますというような体制が整うならなんですけども、非常にそこは厳しいものがあるというふうに理解し、感じておりますので、別な指定管理をしながら、いうなら逆に直営で温泉をし、それも時間もやはり何時から何時まで効率のいい形の中で運営しながら、それを逆に社会福祉協議会が何時から何時まで何日は、社会福祉介護事業として筋トレ事業として利活用させていただきたいというようなやり方という、そういうふうなのを工夫しながら、やはりいつときも早く地域の方々にやはり健康増進、心を癒やすことができるような状況をかもし出していきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今の答弁をいろいろ聞いてますと、かなり町長と福祉課長の答弁が違々と私も思います。これまで全協の中で説明をされてきたのは、今回改修工事も含めて、あばかん家を社協の事務所移転とともに社協が行う事業については、あの施設を使うけれども、それ以外は一般客というか町民としては使えないと、そういう形で特に温泉の問題、この冬に説明をされてきたと思うんですね、これ、条例を見てみますと、あばかん家の時の条例と全く違うんですね、それで、あばかん家と同じような形で町民の皆さんに温泉に入っただけなのかどうかという非常に疑問に思います。というのは、例えば、1ページの第6条、業務を行う時間として、午前9時から午後5時までとすとなっていますよね。それから業務を行わない日が日曜日及び土曜日と、それから二つ目に国民の祝日に関する法律、休日の部分ですね、まあそうしますと、ほとんど町民の方は温泉に入ろうとしても入れないということなんですよね。そして最後のページ、5ページですけども、この福祉センターの利用料金というのが書かれていますが、これには温泉の利用というのは、全く入ってないわけですよね。ですから、全般的に見てみまして、これがこの議会で提案されて可決された場合には、全く町民は使えないと、温泉の方には入れないということになってるわけですよね。だから皆さんいろんな意見が出てきたんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい、今議員さんから指摘がありましたように、ここは社協が入って福祉センターを福祉事業として使うということでの条例をお願いしている部分でございます。先ほどからあっております温泉の一般開放という部分については、全然想定はしておりませ

ん。ただ、今、先ほどから町長が申し上げておる部分については、今後、温泉、あそこの場合には一応温泉棟が別に、別棟にありまして、その温泉棟をどういうふうにご利用するかという部分を想定をしている話だと思いますので、一応福祉センター、あそこ全体として利用するのは福祉の拠点として利用するということでの条例のお願いになっております。以上です

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この1年間かけて改修工事を行って、何千万ですか、5,000万だったですか、かけてやってきたわけですが、そして社協が使うということで、今回この提案になったわけですね。ところがおそらくこの選挙戦で町民の方からも、三加和のほうからも、いろいろな批判の声が揚がったかと思うんですね、そういう話もありました。ですから、どこかの時点で町民の皆さんにも温泉を使っていただくということを入れていかないと、まずいんじゃないかなと思って、先ほど杉本議員からありましたけれども、町長の政策といわれるような町長の後援会のほうでビラが出されておりますけれども、やっぱりこの条例の提案そのものが町民の願いに沿ってないということだと私は思うんですよ。だから私は、町長にもし、一般の町民の方にも利用していただきたいと思うのであれば、この提案は撤回すべきだと思います。どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） おっしゃっておることが全く理解できません。これは社協ですから、社会福祉協議会としてのあそこを拠点として、そして一部その社協そのものが温泉利活用する部分もあるかもしれません。ばってんやっぱり一般の方々にサービスするためには、また別な角度から検討し、早急に地域の高齢者の方、問わず、やっぱり温泉を利活用したいという大きな住民の声がある、そのことに関しては、別途対応していく、検討していく、工夫していくということを申し上げておりますので、それをチャンポンにした形の中で議論はひとつ避けていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 社協のほう指定管理を受けるかどうかというのは、まだわからないわけですね。今のところは、まだ、指定管理で受けるというような形にはしてるんでしょうけど方向では。社協が果たしてじゃあ、そのあと、仮に指定管理を受けたとしても、この温泉事業を果たしてやるのかどうか、ということも出てくるわけですね。町の施設ですから、この条例によって施設運営をするということは、これもう明らかですね。今までもそうでしたから元気村のときも。ですからこの条例に沿った形でしか運営できないというのは、社協が入ったとしてもそうなるわけですよ。だから、この条例が逆にいえば社協のこれからの事業活動を縛ってしまう面もあるわけですよ。先ほど言いましたように、開放時間とか、土日休み、それから祝日休みと、こういったもので条例がなってるんだったらそれはもう使えないわけですね。だから、町民の方がお風呂に入りたいと思っても、それはできない形になるわけですね。そういうふうにして、

今までずっとやってきたわけですから。だから私は、町長はちょっと私の言ってることはわからないって言われましたけども、これでわかったかと思うんですが、わからない、だから、これは私は撤回すべきだと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） ちょっと今、温泉活用の中で議論されておりますが、私も一般質問の中で、あばかん家の改修工事及び社会福祉協議会への移行についてということで一般質問をしております。この中で、町長との副町長も当然されてますが、やり取りの中でまず営利を目的とした温泉活用はしないということを明言されております。それと、福祉協議会が管理運営するにあたって、私はこう申し上げました。温泉を活用した福祉活動に使っていただきたいということで、よその例を挙げて、温泉プールの中で歩行するとか、そういう介護をやったらいかがですかということを提案を申し上げました。その時の回答が、それは大いに参考にいたしますということで、厳密に営利を目的とした温泉はしないということを提案されております。その中で、なぜあばかん家を営利を目的とした温泉施設をやらないという代わりに、交流センターについての意見も申し上げております。これは、今まであばかん家を利用された方については、町内、そういったところで恩恵を受けるような低価格の設定、もしくは住民カードといいますか、そういったもので管理すれば一般客との価格差をきちっと管理できるという話も私は確かした覚えがございます。そのあと、福祉課と社会福祉協議会の中で温泉活用についての議論をしていきますということで、この回答の中にも出ておるんですが、じゃあ全然今の話でいきますとですよ、温泉活用についての協議がなされてないということが今、明白したということになると思います。私はこの時も、いろんな地域の方々からなくなると困るということも聞きました。私もしょっちゅう、あばかんには、温泉に入ってたんで、それぞれいろんな話をさせていただきました。しかし、交流センターが新たなボーリングをして泉源の新しいレジオネラ菌が発生しないような温泉施設をつくり上げるということで、我々も賛成をして温泉の索掘をしたという経緯がございます。そのあと、一般町民の方々に対しての住民サービスといいますか、こういったサービスが全然行われずに今きているからこういう問題が出てきておるんじゃないかなというふうに私思います。明確に町長は、私の答弁の中で営利を目的とした温泉施設はしないと、その代わり交流センターについての町民の負託に応えるようなシステムをつくり出すということをおっしゃっておりますんで、それと、先ほど答弁で私ですね、非常に危惧をしたのが、将来26年度になって開放するかもしれないというような思いを先ほど述べられておりますね。それは、社協と十分検討をして一般開放も視野に入れたところの答弁だったというふうに思いますが、そのへんをはっきりと、前回の答弁を覆すようなことは言わずに交流センターを拠点化するという事で町長の思いはどうですか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今まで、豊後議員もあばかん家、それから肥後元気村から、いろいろと

それを解体した形の中で今日に至るまでにおいて、こうしてはどうか、ああしてはどうかという意見は再三いただいていたことは事実でございます。あばかん家において、今日福祉センター設置条例出しておりますが、そのあばかん家において、今後、営利を目的とした、そしてまた観光を目的とした、そうしたことに 대해서는 考えていない。このことは偽らざる豊後議員にも御答弁してきたとおりで、今後においてもそういうことは考えておりません。はい。ですから、できれば交流センターと緑彩館、丸美屋さんがやっておられますので、これがどういう状況なのか大変苦慮をされておるやに聞いておりますので、何とかひとつ遅れながらも頑張ってください、そしてまた、行政からはそれに関して支援できるものがあれば支援しながら、金銭的な支援ではございません。いろんな人的、また行政としてしかできない支援、そういうものを指すわけですが、そういう中でひとつ成功していただく努力、これは行政としても応援していかないと、そういうふうな思いでございます。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 町長のほうから、営利を目的とした営業はしないということで確約をいただきました。福祉センターの中で温泉を活用したその条例というのは、これは一切出ていないですね。私が1回質問した中で、1週間に曜日を決めて、それにあった福祉活動をするということで回答をいただきましたが、これには温泉を利用したそういった福祉活動というのは出てないような気がします、担当課長、いかがですか。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 事業の中で、社会福祉協議会が、例えばなかよし会とふれあい会というのがありますけれども、それは今現在は、三加和公民館と今の老人福祉センターのほうでやっておりますけれども、そこでは朝から夕方までなんですが、お昼、中間層の時に温泉は利活用しておりません。その部分で介護予防の部分の中で、温泉を利活用、あそこにいけば利活用できるかということで、考えている部分でございます。その部分については、特別にこの条例の中で、社協が温泉を利活用する部分をうたうというふうな部分はしておりません。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） どうも私の一般質問の中でもですよ、活用してやりますという話が出たというふうに認識をしておりますが、せっかく温泉があるんですから1週間に3回曜日を決めてやるということで、私は理解をしておったようなことです。ただ、この営利を目的としないということで認識しましたが、それにあたって、やはり交流センターが活気づくような施策をするという約束をいただいたんですが、このへんは先ほど町長は金銭的な援助はしないと、だったらどういふ援助ができるかということをやっぱり担当課長ときちんと確認をしていただいて、これが本当の住民サービスですよと、あばかんの温泉がなくなったというのは、こういうサービスをしますよということをやっぱりきちんと打ち出さないと、今みたいな不平不満が出てくるというふ

うに思います。確かにこれは福祉センターの設置及び管理に関する条例でございますので、ここで観光目的の活用から介護予防の拠点となる福祉施設ということですので、それはそれといいと私は思います。当初の思いの中で言った一般開放はしないということを町長は述べられておられますので、これは交流センターについていかなる弊害があろうとも町民の負託にこたえるように交流センターの利用をやっていただきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） あばかん家に関して、社協がすることに関しては一般開放は組んでないわけで、ですから、なるだけ、一時も早く、別な角度からこの条例と違う形の中で住民の期待にこたえるそういう工夫、サービスそれをひとつしっかり取り組み検討していく、そういうふうなことを申し上げておるわけで、よって今日そういう状況ですから、今交流センターのほうにそういう方々に関するサービスを何らかの形で、交流センターのほうに向けたらどうかというようなことをおっしゃっておるかと思いますが、そこもどういう形でというと、和水全体の方だけ、その地域の方だけというわけにもいかんし、なかなかちょっとそこらへんはいちじですね、鍼とか、お灸に関して町からも援助しておりますが、そういう形の中で、そこに入浴、交流センターに行かれる方に割引券を出すとか、そういうこともちょっと考え、工夫せないかんとか、そういうことを考えたこともございますが、なかなか鍼とか灸とか、お灸とか、そういうものに関してとは、ちょっとニュアンスが違うものがございますので、なかなかそこらへんの考えが整わなかったということでございます。はりとか灸は、やっぱりそこに痛みがあり、やはりそこに行って治療をされるわけですから、それに関してはお一人何回までサービス券をやることができますけれども、お風呂ん場合は、ちょっとそれとニュアンスが違うというふうなことで、今日までそういうサービスができない状況になった中でできておりますので、あばかん家の同じ屋根の下にありますけれども、それを工夫した形の中で、なるだけ地域の方々にそういう御期待にこたえるような工夫、サービス、そのことに関して今後努力していく必要があるというふうに考えております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 4 番、古閑です。この条例の提案に対して、今までいろいろ質問もありました。町長の答弁も聞いておりましたけど、なかなかまだ私自身最初から質問しようと思っていたんですけど、なかなか答弁を聞いてると、なかなか納得もしませんし、すっきりもしません。というのがですね、やはり先程来町長が言っておられるように、この提案は、社協のための条例の提案だというようなことも言われましたですね。でしたら、先ほど質問があったように、社協が動けなくなってしまう部分も出てくるわけですよ、逆にですね。だから、私が提案したいのは、できればこの条例、温泉を利活用した部分ちゅうのを、この4条の中に入れるべきではないかと、修正しても私は入れるべきだと思いますよ。そうしておかないと、中途半端ですよ、これは、やっぱり。どうしてもですよ、先ほど、福祉課長の話も聞いてると思いがあると、ゆくゆくはそういう方向に温泉を利用した福祉施設をやりたいというような思いがあるんだったら、最初

から、やはりそういう文言を入れておくべきじゃないでしょうか。私はそう思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）しばらく休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時24分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 先ほどの古閑議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

温泉の利活用については、条例の設置目的の中で、住民が必要とするサービスの提供と言う中で想定しておりましたけども、御理解をいただけないようでございますので、附則の第3号のほうを追加させていただきまして、「福祉目的の事業については、温泉の利活用をすることができる」という文言を入れさせてほしいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君） 和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についての訂正の意見を求めます。

お諮りします。ただいま議題になっております和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についての、訂正の件を許可することに御異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、「和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についての訂正の件」を許可することを決定いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） はい、4 番です。ただいまの修正、附則の中に入れるというようなことでございますので、その点に対しては、私はそうすべきだと思いますので、それでよろしいかと思えます。

それから、さっき町長が答弁されました豊後議員の質問に関して、思いはあると、将来的に交流センター部分でのあそこを観光目的でやるから、何らかのサービスは考えていないかと質問があって、将来的にいろいろこれから考えると言われました。私もやはりこれまでの経緯からですよ、あそこの元気村というものをたっていかないから、あばかんが足を引っ張ったというように部分もあって、今の体制に整ったわけですよ。私はもう、最初の出発点としては整ったと思ってます。民間がちゃんと入ってもらってですね。それこそこれからだと思ってる。だから、住民の方々もですよ、やはり、実は私のお袋も毎日交流センターに行ってます。あばかんがなくなったから、だから、そういったなんといいますが、利用の促進を図る、要はことを、やはり

もっとすべきじゃなかですか。ただ、指定管理にしたからそこにお任せじゃなくて、町側としてもやはりそういう面でもやはりやっていかないと、皆さん、あばかんがなくなった、なくなつたと、それだけで交流センター行かないんじゃないっていきませんよ。まずは町内がやっぱり交流センターを使うという、というような方向づけを持ってですね、やはり町としてもその利用の啓発に関しては、やはりもっともっと頑張るべきじゃないかと思いますよ。ただ指定管理したからそこにお任せじゃ私はいけないと思う。だからそういった意味で町長、思いでも結構ですよ、はい、お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 御指摘のとおり、全くそのとおりだと思います。ですから、指定管理者、もうあとは勝手にしなさいというようなことじゃなくて、やはり経営に関しては、こういうふうなことを検討されてはどうですかという、そのアドバイスもさることながら、また、地産地消的な形の中で、やはり、よそに行くことなく、地域の方が、やはりその指定管理をした町の施設、経営はその丸美屋さんであります、そこがしっかりと整うようにやはり協力していく、町民みんなで取り組んでいく、そうした方向に行政として支援していく、そうした気持ちに関しては、全く仰せのとおりでございますので、今後どういうふうなお手伝いができるのか、支援ができるのか、今後しっかりと研究して、検討して、整うように取り組んでいく必要があるというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） はい、その点、町長特によろしくお願いしときます。

それから、事業課に関しては、私はこれまで一生懸命やってきておられます。私が今質問したことに対して、なんか失礼があつてはいけないと思いますので、その点はそうじゃありませんので、課長、その点を付け加えときます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 先ほど、追加ということで、附則の中に3番目として温泉利用活用といううんぬんの文言を付けるということですが、これ議長、文章で配付させるようにしてください。

○議長（多賀勝丸君） はい、あとで配付いたします。

○12番（笹渕賢吾君） 内容がわかりませんから。

それと、そういうふうに温泉を町民の方が利用できるようにするということになれば、社協が指定管理受けた場合に、これ全く条件が変わってくると思うんですね、事業、活動内容そのものが。ですから、そうなるとうなるのかなということもありますし、町長は社協の会長ですから、そこらへんはどういうふうにされていこうとしてるのか、これまでの内容とは全く違ってると思うんで、どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。笹渕議員さんのお尋ねいただいていることに関して、文言はそこに利活用することができる。そうした形の中で、それを利用してやはり住民サービスをするということを、明記させていただくということで御理解をいただくをお願いをしておるわけでございまして、当初からこの条例に関しては、内容的には何ら変わるものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 去年ぐらいから中のほうの改築をする時点においても、社協の福祉事業それについて、例えばいきいき体操とかをあそこでやった場合に、そこに高齢者の方が来て、そこでいろいろ事業をやって、そういう人たちには温泉利用ができるようにするという説明があったかと思うんですね。その線からすると、今回の、先ほど修正といいますか、新たに加えるという文面が付きますと、全然変わってくるわけですね。住民の方が温泉を利用できるというふうになれば、それなりの温泉の掃除から、管理から、いろんな部分で変わってくると思うんですよ。

だから、そういうことで社協のほうの対応が、もし指定管理を受けた場合には、大きく変わってくると思うんで、これ大変なことだと思うんですね。

そういうことで、町長どういうふうに思われるかということで、会長としてもされてるんでお聞きしましたが、答弁がありませんが、これで果たしていいのかなという感じがするんですよ。いかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい。まだ営業といいますか、まず、ここの福祉センターがこの4月から開所というふうな形になります。どういうふうなやり方をしていくかという部分は、まだ今からの部分でございます。社協のほうは今、行っている事業、その部分については、今後その施設の中でやっていただくというふうな部分で計画をしておりますので、今後まだ社協さんが指定管理を受けられるか受けられないかという部分もまだ未定でございます。中身的に今の事業の中で、自分たちがやっている事業の中で、本来的にあそこの施設を、指定管理を受けてできるのかどうかという部分も、今後一緒になって検討していかなければならないと思っております。特に今まで観光目的でやっていらっしゃいますので、事業費といいますか、そこを管理する費用、膨大な費用になっておりました。だけれども今度向こうが、社協さんの事業という部分で、事務所が主でございます。あと事業はその時その時やっていかれますけれども、電気代等についても大分変わった費用になってくると思います。それにあと温泉のボイラー費用といいますか、そのへんも大分変わってくるのかなと。そのへんも一応一般会計のほうの予算について、前回の範囲内のところで一応計上させていただいておりますけれども、そのへんは十分に社協さんとうちのほうとで協議しながら、どれくらいで本当にできるのか、それでまた実際的に社協さんのほうが

指定管理を受けられるのか、そのへんはまだ未定でございますので、そのへんをどうだと言うことは、ちょっとまだここでは言えない部分かなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今、課長の答弁のように、これから先のことはまだ未定だと、わからない部分というのは確かに多いと思うんですね。町民の皆さんの願いというのは、やっぱりあばかん家を再開してほしいというのがあって、しかも、足、交通の便を持たない人が、バス利用であばかん家の場合には来とったと、来ていたということで、そういうことからすると。本当に利用者を増やす願いにこたえるという面では、そういうバス運行とかも含めて、しかも、この条例の中では、月曜から金曜日までと、土・日、祝日は休みという形に一応なってますが、そうすると、これを温泉利活用に切り替えるのであれば、毎日の温泉を開放するというふうになるかと思うんですね。それと、全然今までと違ってくと。そういうふうにはなると思うんですね。それとも、限って利用させるように、利活用ということで限って利用させるようにするのか、そこらへんはまだ曖昧なので、非常にわかりにくいんですね。

議案としてこれ提案されてますので、賛成か反対かどちらかしなければならないんですが、非常に追加の修正という形で出てますので、判断がしにくいというのはあるんですね。どうしようかなと私は思うんですが、今回は、ある意味での修正もありますので、保留という形で態度を表明したいと思うんですが、今言いましたのについて答えいただければと思います。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 先ほど追加させていただいた部分については、事業の第4条のほうでうたっております、福祉センターは、次に掲げる事業を行うという部分が前提となります。この部分において、事業をやるときに温泉の利活用をできますよという部分を、附則のほうで追加させていただいた部分でございますので、今、議員さんがおっしゃっているその一般と言うなんかその、一般という部分がどこまでとられるのかで、非常に難しい部分もあると思いますけども、私たちはこの事業をする部分について、「温泉の利活用もできます」という部分での追加をお願いした部分でございますので。

あと、今おっしゃっている、例えば、業務を行う時間とか、業務を行わない日とか、そういう部分については、温泉センターを今のところ条例として扱う部分については、こうですとうたっておりますので、今後、もし今おっしゃってるようにほかの部分で長く使いたいとか、そういう部分については、また改めて皆様に条例の改正をお願いする部分になってくると思いますので、そのへんは十分に御理解いただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） ちょっと初歩的なことでお尋ねなんですけど、この中に指定管理による管理ということになってますが、ちょっと認識をちょっと新たにしたいんですが、これあくまでも

社会福祉協議会がその指定管理者になるということで理解していいんですかね、課長。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） いいえ、そうではありません。全体的に指定管理をできる人たちにおいてはできます。社協を基本としてる部分ではありません。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 社会福祉協議会が、福祉センターのほうに、あばかん家のほうに移行するというので、これはもう町民自らそういう理解の中できたと思うんですが、じゃあ社会福祉協議会そのものは、指定管理者の下におるということですかね。新たに指定管理者を町長が任命をすれば、そういうことでしょう。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい、そういうこともできます。できれば社協さんが、あそこの事務所に入っていちゃいますので、社協さんが指定管理を受けていただいたが、町としては一番うれしいと思っておりますが、もし社協さんのほうが受けられないということであれば、指定管理者の下に社協さんがそこの中に入ってらっしゃるとい形になると思います。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） そうなりますと指定管理者の公募、これもせないかんごつなるわけですね。じゃあ今まであばかん家を社会福祉協議会に移行するための、何ていいますか設計変更されたのは、あくまでもその条件は社会福祉協議会が全段やるということで、その進んできたというふうに認識をしておりますが、じゃあ一般公募の中です、指定管理者が、ここも営利目的の施設にやりたいと言え、当然これは条例の中にはいろんな部分の項目ありますけども、ただ一般開放しないとかそういうのは出てませんので、どうにでもなるような思いがするんですが、そのへんはいかがですか。

先ほどから議論になってる、一般開放しない、それから営利を目的とした営業はしないということが、なんか位置づけとしてどうも私はしっくりこないんですが、私の認識では、社会福祉協議会そのものが、その指定管理を受けて事業展開をしますということで思ってたんですが。では誰でも指定管理の公募があれば、手を挙げていけるということですよ。ただ、それには町長の最終決断が必要になりますけども、このへんはどうなんですか、ちょっとどうもあやふやになってきたような気がします。ちょっとそのへんの方向性をきちっと示していただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい、今の御質問ですが、まず、社会福祉協議会に是非指定管

理を受けていただきたいとは思っております。ただ、これは私たちの思いであって、社会福祉協議会がどうしても受けないということになってくれば、ちょっと話が変わりますので、一応想定としては、社会福祉協議会に指定管理をしていただきたいという部分で、条例等も、それに皆様方へもお話をしてくれているところでございます。

社会福祉法人のほうで、先に、公募の前に受けることができるというふうになってるというふうに伺っておりますので、まずは社会福祉協議会のほうに、受けられるか受けられないか、そのへんを募ったあとで、どうしても受けないということであれば公募をするというふうな形になってくると思いますので、町としては、まずは福祉センターの運営については、できれば社協にお願いしたいと、指定管理をするときにはですね。今のところまだ指定管理をするまでの資料が、こちらのほうでもまだ揃っておりませんので、幾らでできるとか、幾らもらえばいいとか、そのへんがちょっとまだできてませんので、しばらくの間は町の直営という形になってくると思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 和水町学校給食センター設置条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第7号「和水町学校給食センター設置条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第7号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第8号「平成25年度和水町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 6ページ、継続費補正ですが、これ廃止の部分で差替えがあつて、最初から比べると二つに増えてますが、このことについて説明を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 差替えは大変お世話になりました。実は学校建設事業のほうの継続費のみという形で、形でなくて思って最初予算書作っていましたが、監理委託料のほうの継続費も未執行という形になってますので、こちらの継続費も削除してるところでございます。これは平成25年度の当初予算のほうで継続費を設定しておりましたが、両方とも設計委託料及び工事請負費につきましても未執行ということで、工事関係が先送りになるということで、継続費を全額廃止しているところでございます。

歳出のほうは26ページのほうに出てきまして、26ページの教育費の学校統合事業費の中の委託料、菊水区域小中併設型建築工事設計監理等委託料の2,640万、及び15節の工事請負費の11億2,000万が歳出のほうで減額してますので、その分が継続費の分の廃止という形で6ページのほうに載せております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） こういうふうにしますと、結局、菊水校区での学校建設を進めるということでのこの処置ですよ、だと思ふんですね。どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 平成25年度では、この継続費分は未執行でございますので、このまま継続しといて設定しとくわけにはいきませんので、ここで全部一応落とす。25年度分は廃止して落とすということでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） ということは、これは26年度に継続という形ですね。そうしますと、私はこれまで菊水地域の学校建設については、反対ということで態度を表明しておりましたので、この議案書には反対と表明しておきたいと思ひます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今のにちょっと関連して質問いたしますが、継続費が廃止となります。

それで学校施設整備費の国庫補助金も2億1,125万3,000円が減額となっております。こうなるとですね。それで今後に与える影響についてお伺いしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） はい。小山議員の御質問でございますけども、25年度分ということで、菊水小中学校の建設事業補助金、約5.9億円の取下げを行っております。そのため26年度の新規事業として認可申請の予定でございます。工事着手、いろいろな手続、入札関係もでございますけども、26年になって補助金の申請をします。そのときに認可が下りてきたあとにいろいろな手続、入札の手続とか、すべての出発点が認可が下りたあとということになっておりますので、御存じのとおり開校が、現時点では工期的にも時間的にも無理だということで、28年の4月にならざるを得ないというふうに考えております。それと、新年度になりましてからの認可申請でございますし、予算の確保がどれだけというのが確実、確実といいますか、不透明なところでございます。今まで高率補助をいただいておりますけども、そういった補助金の高率の補助があるかどうかというのは未定でございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の答弁で大体わかりましたが、新年度の認可申請のことでございますが、今後の、仮に一応やるということになれば、その申請の時期ですね、それから最短での国庫補助金の決定見込みの時期等につきまして、大体の方向がわかりますならば教えてください。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） はい。まず、予算の確保ができてないと国のほうの認可申請も受け付けられませんので、このあと新しい年になって、ですから、恐らく6月議会のところで、新年度の肉付け予算といいますか、現在骨格でございますので、その議会が承認があったあとの動きかなというふうに思いますので、新年度の補正、臨時議会でしょうか、6月か、定例会ですかね、わかりませんけども、そういった最初の議会で予算を確保したあとの動きというふうに御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） もちろん予算あつての認可申請でございますが、そうなりますと最短で大体いつごろになるかということをお尋ねしてるわけです。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） はい。工期的なことが今、建設のほうで日程等あたりを算定していただいておりますけども、補助金のかかる認可申請は、議会の終わったあとにやりたいと思っております。工期のほうについては、建設のほうでよろしいでしょうか。よろしくお願

ます。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） はい。工期につきましては、13カ月から14カ月ほどみておりますけど。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） はい。24ページの工事請負費の減額が出ております。この数字的に非常に何千万というような数字が出ておりますが、この内容説明をお尋ねしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） はい。お答えいたします。

24ページの8款の15の工事請負費の4,600万の減額の件でしょうか。

お答えいたします。当初予算で過疎債利用で10路線、それから単独1路線、計11路線の工事を予定をしておりました。1路線がちょっと検討が必要というところで工事をしなかったんですけど、その1路線といいますのが、龍の草線、学校建設箇所の進入道路のところ、今の状態でしたら急勾配ですので、もう少し縦断をやさしくしたほうがいいかなとちょっと検討いたしました。龍の草線を工事をしなかったというところで、これだけの減が発生をしております。

それとほかの路線が入札残が出ましたので、今回削減をしているところです。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） ページ24ページです。民家村の土地購入費の500万、この△（三角）、これはどういう計画でこういう数字が出たのか。質問をします。

それと22ページです。農業基盤整備促進事業で930万、これが2ヘクタール分ということでございましたが、この基盤整備事業、今、三加和地区で大分進んでおりますが、その進捗状況とか、そこらへんも併せて説明をお願いしたいと思います。

それと4ページです。これは総務課長だと思いますが、上から3番目の財政調整基金の7億5,829万5,000円、これをなんかちょっと取り崩してまた入れるとか、今、説明があったような感じがします。そこらへんについて質問を行います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい。それでは議員さんの質問に答えさせていただきます。

まず、船山古墳の用地の未買収ということで、購入費ということで500万減額させていただいております。これにつきましては、その土地の所有者との話合いがまだついていないということで、今回減額させていただいております。また、新年度につきましては新たに計上させて頂いておりますので、またこれから先、取得について進めていきたいと考えております。

それから、22ページの930万の農地基盤整備促進事業の事業費ですけども、これは新規事業ということで、津田地区の暗渠排水工事を実施することで、今回新規に計上させていただいております。津田地区の圃場について、暗渠を整備するものでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい。杉村議員さんの御質問にお答えします。

4ページのほうの総務費の総務管理のほうで7億5,642万5,000円の減額となっておりますけど、歳出のほうでは、17ページをごらんいただきたいと思います。17ページですね。17ページのほうの総務費の3目の財政管理費のところですけど、財政調整基金積立金を7億5,597万6,000円減額、それから、減債基金積立金は1万1,000円増という形でしてありますが、この財政調整基金からの積立て及び繰入れの件なんですけど、平成25年の9月の議会のほうでお願いをいたして承認をいただいております、学校建設事業に係る工事請負費等の支払いが発生した場合に、前払金が発生します。前払金を発生しまして、それを支払うとき、まだ国の補助金とか起債等の借入れがあっておらない時期、補助金とか起債は3月に入ってきますので、その前払金の支払いに関する財源として、一応財政調整基金から7億5,600万を取り崩して、一時的にその前払金に充てる予定でございました。それから、年度末に補助金とか起債が入金になった場合、またその7億5,600万を積み立てる予定でございましたけど、工事請負費と菊水地区に関して工事請負費等の支払いが発生しなかったために、基金からの繰入れをせずに、まだ積立てもせずにということで、する予定でございました積立金もしないということで、財政調整基金の繰入金をまた減額して元に戻してるという状況でございます。よろしいですかね。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 坂本課長に先ほど500万の土地の未買収、これはどこば買おうてしよったのか、どういう状況で値段が折り合わなかったのか、それと暗渠の基盤整備の話でございましたが、先ほどあと1点質問しました基盤整備の状況、どれくらい三加和は進んでいるのか、そこらへんについて再度質問いたします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい。民家村の土地購入ですけども、これにつきましては、民家村の敷地内の土地がまだ未買収地区があったということで、25年度予算に計上させていただいたわけでございます。これにつきましては、社会教育課等と話を打合せしながら進めているところでございまして、まだ価格のところまでいってない状況で、いろいろ地権者の方との話を今しているところでございます。その点については、社会教育課等といろいろ話しながら、そういう地権者の土地の購入と、それから価格の幾らになるかというのは、それからまた考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 議員の今の質問に対して、中山間地域総合整備事業のことでお尋ねだと思います。

この中山間地域総合整備事業は、和水西部、それから東部の二つ分かれておりまして、和水西部については、採択が早かったものですから順調に進んでおります。25年度でもう完了整備までやったところが2地区、それから、今年度で整地工まで終わる地区が3地区ですかね。小田校区を除いては、ほぼ面的工事は西部については終了ということで聞いております。今年度、26年度であと完了整備、それから換地処分あたりをするということになっております。

それから、和水東部地区におきましては、今25年度で原案作成、ほとんど換地関係の事業が主でございました。一部上板楠地区工区、それから岡工区については面工事を行っております。平成26年度には、この東部がほとんど整地工が主たる工事になってくると思います。それを終わって、今の予定では28年度、29年度ぐらいまでは全地区終わる予定ということで考えております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） 失礼いたしました。ただいま企画課長と申しましたのは、事業課長の松尾憲成君でございます。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 先ほど500万の件について答弁がありましたが、今の民家村の敷地内をそれを買ったわけ今、買っているわけですか。それと面積をどれぐらい。初めて聞きますのでね、なんか横ば買取すつとかなあて思うたつですよ、私は。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい。この点につきましては、場所的には石のステージ付近ということ、場所的にはですね。面積的には1,583平米ということでなっております。

（「1,530」と呼ぶものあり）

1,583平米となっております。

（「地権者は何名ですか、地権者」と呼ぶものあり）

すみません、ちょっとうろ覚えでございますけども、確か地権者は1名だったと思いますけども、この点については、今、相続等がいろいろ話があつとりますので、ちょっとすみません、この場で何名かというのは、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、失礼いたします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。午後は、1時15分より会議を開きます。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時15分

○議長（多賀勝丸君） 休憩に引き続き会議を開きます。

先ほど杉村議員の質問の中で答弁漏れがございましたので、執行部の答弁を求めます。

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい。先ほど杉村議員の方から御質問ございまして、土地購入費の筆数と、所有者数ということで御質問がございました。この件について御回答いたします。土地の筆数は、2筆でございます。所有者は、1名でございます。以上です。

日程第8 議案第9号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第8、議案第9号「平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第9、議案第10号「平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)

○議長(多賀勝丸君) 日程第10、議案第11号「平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(多賀勝丸君) 日程第11、議案第12号「平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 平成25年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第12、議案第13号「平成25年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第13、議案第14号「平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、議案第15号「平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑は、ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第15、議案第16号「平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 常任委員長の平成26年度当初予算審査報告について

○議長（多賀勝丸君） 日程第16、常任委員長の平成26年度当初予算審査報告についてを議題とします。

各常任委員会において、慎重に審査がなされておりますので、各常任委員長に報告を求めます。最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 古閑修一君

○総務文教常任委員長（古閑修一君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、総務文教常任委員会所管の平成26年度当初予算の審査報告をいたします。
なお、事前に説明資料の配付がなされておりますので、簡潔に報告をさせていただきます。

審査につきましては、大会議室におきまして3月5日午後1時30分から企画課と総務課、それから3月6日午前9時から社会教育課、学校教育課、午後から税務住民課、会計室、議会事務局を審査しております。

なお、審査にあたりましては、それぞれの課長及び担当者出席のもとで審査を行っております。

まず、平成26年度一般会計予算は、皆様御承知のとおり町長、町議選を控えまして骨格予算となっております。

政策的経費、取引的経費が計上されていないため前年度に比較しまして、マイナス21億9,437万5,000円となっております。

総額で59億8,718万5,000円の計上となっております。

歳入予算の中で最も大きな割合を占める、地方交付税については、普通、特別交付税、合計で31億3,000万円の計上となっております。

町税につきましては、8億866万4,000円、対前年度比5.8%の増となっており、その中で個人住民税は2億7,462万円、法人分については2,712万円となっております。

また、固定資産税につきましては、前年度と比較して2,375万9,000円増の、4億1,347万7,000円の計上となっております。

また、軽自動車税は3,692万7,000円、町たばこ税は5,371万5,000円、入湯税271万5,000円となっております。

それから、国庫支出金につきましては、先に申し上げましたように学校建設や道路改良に伴う国庫補助金が計上されていないため、前年度比4億7,809万1,000円減の4億3,396万9,000円となっております。

また、県支出金については、昨年度に続きまして、産業廃棄物処理施設モデル事業交付金が5,000万円交付されることから、対前年度比0.4%増の3億9,968万1,000円の計上となっております。

それでは、次に総務課関連の歳出予算の主なものについて報告をいたします。

まず、総務管理費につきましては、前年度比9,075万5,000円増の12億3,411万1,000円となっております。増額の主なものとして、電子計算費での光ブロードバンド整備補助金として2億3,720万円がございます。

次に、財産管理費として2億4,978万3,000円。主な経費としまして、本庁舎の照明機器をLED照明への切り替え事業、それから支所と神尾保育園に軽自動車2台、本庁に普通車2台分の646万9,000円の計上となっております。

続きまして諸費でございますが、主に庁舎や中林水源に係る維持管理費として、合計で1,113万5,000円の計上となっております。

それから、次に交通安全対策費ですが、予算額646万7,000円。主な事業としましてカーブミラー、ガードレールの新設費として291万7,000円となっております。

それからまた、消防費につきましては、常備消防費として1億5,437万1,000円、非常備消防費3,773万7,000円。これにつきましては、消防団員の報酬としまして、団員580名での試算でございます。

なお、本年度は消防操法大会の年となっております。

続きまして、消防施設費でございますが、2,184万9,000円。事業内容として、消防ポンプ積載車4台の更新分としまして1,850万円がございます。

次に、税務住民課関連予算でございます。

税収につきましては先に報告しておりますので、歳出予算の主なものについてのみ報告をいたします。

まず、税務総務費で5,403万3,000円。一番大きなものとして、内訳として主なものは、職員給与の10人分で2,736万6,000円。職員手当の1,313万3,000円。それから、エルタックスの運用費としまして226万8,000円となっております。

次に、戸籍住民係でございますが、主な事業として戸籍システム改修218万2,000円、それから斎場費につきましては、総額で1100万8,000円。その内訳につきましては、和水町斎場委託料の265万8,000円や、せきすい斎苑負担金の650万1,000円となっております。

次に、企画課関連予算でございます。

歳入予算の主なもので、路線バス補助金の294万9,000円。指定統計調査委託料としまして290万円、平成26年では、商業統計調査及び農林業センサスの実施となっております。財産収入としまして、久井原ニュータウンの貸付地7区画の196万3,000円の計上となっております。続きまして、歳出の主なものでございます。

路線バス維持補助金3,370万9,000円。これにつきましては、現在、植木南関線、熊本南関線についての見直しにつきまして協議がなされておるところでございます。

それから、住宅用太陽光発電システム設置補助金600万円。これにつきましては、平成25年度、1件につき上限12万円補助でございましたが、件数を増やしたことで平成26年度は9万円となっております。

次に、電子計算費としまして、光ブロードバンド整備事業補助金や地域イントラネット機器更新費用の増額で、3億5,166万9,000円の計上となっております。

それから、地域づくり活動支援事業としまして、総額で368万円、地域おこし協力隊事業としまして1,027万6,000円、平成24年度から3名の隊員の方々に活動をしていただいております。続きまして、次に学校教育課でございます。教育費については、菊水地区、菊水区域学校建設事業費の見送りによりまして、対前年比79.3%減の5億1,439万2,000円の計上です。

小学校費につきましては、三加和区域スクールバス運行委託料の2,046万3,000円。

また、三加和区域共同調理場への移行で、1,540万7,000円減の6,433万となっております。

なお、児童数につきましては、平成26年度総数で438名、30学級。職員数につきましては、現在の34人から15人となります。

中学校費につきましては、前年度に比べ1,893万4,000円の減額となっており、これも共同調理

場への移行による人件費の減額によるものです。

そのほか、緊急の修繕費として1,500万の計上となっております。

そのほかの平成26年度の主要施策につきましては、配付してあります資料を閲覧いただきたいと思います。

次に社会教育課です。平成26年度の主な事業としまして、三加和公民館西側外壁の修繕及び空調機の更新1,730万円、また体育施設費として三加和グラウンド照明改修工事費としまして2,662万円の計上となっております。

また新規事業としまして、田中城発掘調査報告書作成費としまして、120万円などがございます。なお、文化財保護費でございますが、前年比2,719万1,000円の減額につきましては、圃場整備部分での発掘調査の減額が主なものでございます。

続きまして、国民健康保険事業会計でございます。平成26年度予算は、総額で歳入歳出それぞれ16億4,086万7,000円となっており、対前年比2.79%減となっております。なお、平成25年度末の基金見込額は2億746万7,000円となっています。また、受診率につきましては、平成25年度62.1%となっており、県内で5番目ということでございます。

続きまして、後期高齢者医療事業会計でございます。総額で歳入歳出それぞれ1億4,778万9,000円となっており、対前年比3.94%の減となっております。なお、検診受診者については平成25年度419名となっています。また、肺炎球菌ワクチン接種につきましては、一人当たり2,000円の助成となっており、平成26年度は600名での計上で、120万円となっております。最後になりますが、今回の予算の計上につきましては、冒頭申し上げましたとおり、あくまでも骨格予算でございます。

今後、速やかな補正予算の提案と適正な予算の執行を願いまして、総務文教常任委員会所管の平成26年度当初予算の審査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 杉村幸敏君

○厚生常任委員長（杉村幸敏君） 平成26年度一般会計当初予算、厚生常任委員会の審査報告を行います。

厚生常任委員会に付託された案件は、健康福祉課関係予算、民生費と衛生費、介護保険当初予算、26年度特別養護老人ホーム当初予算、平成26年度病院事業会計当初予算です。

1日目に病院事業会計と特別養護老人ホームの当初予算を審査し、2日目に健康福祉課関係、一般会計と介護保険の当初予算の審査を、課長、施設長、病院事務長をはじめ関係職員の出席をいただき審査を行いました。

最初に、国民健康保険和水町立病院審査報告を行います。

平成26年の国民健康保険和水町立病院事業会計について、収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出それぞれ9億6,796万7,000円で、対前年比3,110万8,000円、18万4,000円の増となっております。

平成26年度の予算の審査にあたりましては、詳細な説明を受けましたが、公営企業法が大幅に改正され、会計基準が見直されたことに伴う変更点が予算増となった主な要因です。

まず大きな改正は、これまで資本金の部に計上してあった借入資本金と資本剰余金のうち、国庫補助金、県補助金が負債の部に計上してあります。

このことは、地方公営企業法の会計基準を民間の企業に近づけるということの経営状況の透明性を高めるためでございます。

収益的収入支出の、歳入に直接反映される款項目では、これまで町立病院が受けた補助金を分割して戻入れをしてあります。

長期的受入金戻入れとして、1,097万8,000円。リース物件に対して、これまではリース料を支払う際に費用として計上してありましたが、資産減価償却費として1,649万円。

また賞与引当金として、移行初年度ということで1年4カ月分を計上する必要性から特別損失として、前年度の4カ月分、2,737万2,000円が計上されております。

また資本的収入支出においては、これまで収益的支出に計上されていたリースの支払いが、資産購入費として2,119万8,000円が計上されています。

次に資本的収入及び支出の予定額は、収入予算額は7,359万1,000円で、支出予算額は1億3,431万8,000円となっております。

建設改良費として、心電図測定装置、サーバー室非常用発電機の購入が計上されております。なお、支出に対して不足する6,072万7,000円は、過年度損益勘定利用資金で補填することになっております。なお、町立病院は平成25年度から志垣病院長を事業管理者として、地方公営企業法の全部適用を移行され2年目となるわけですが、職員一人一人の意識改革を図っておられます。安定した基盤経営、基盤のもとで最良の医療を地域住民に提供されることを期待して報告いたします。

次に、和水町特別養護老人ホームきくすい荘事業会計予算について報告をいたします。歳入歳出それぞれ4億8,014万3,000円で、対前年比で骨格予算ということもあり、1,383万8,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものは、サービス収入の4億5,694万8,000円で、その構成比は95.2%となっております。その中には、介護職員の処遇改善を目的とした加算金についても、これまで同様引き続き取り組んであります。

歳出面では、総務費の4億4,023万9,000円、職員給料48名分と臨時職員16名の人件費並びにそれに伴います経費、施設の管理費等であります。次いで、サービス事業費の3,528万4,000円、そして支援事業費362万等が計上されております。現在、きくすい荘を取り巻く環境は高齢化の真ただ中にあり、類似施設の増加とあわせて、当施設の老朽化など今後のきくすい荘のあり方を、今一度しっかりと考えていく時期にきているようです。今後、中長期的な町の振興計画の中で、進むべき方向はそのあり方についてしっかりと位置づけ、それを基本に進んでいってほしいと思います。また、近々の課題としては、きくすい荘職員の接遇等の向上とあわせて臨時職員の賃金改善を行い、常習化している介護職員不足の解決を図っていくことが近々の課題となっ

ておるようでございます。

次に、一般会計の福祉関係を御報告いたします。健康福祉課は福祉係、障害福祉係、児童家庭係、保健予防係、地域包括センター係、介護保険の6係で、課長以下17名で住民の健康福祉に関する業務を行ってます。まず、民生費からみていきますと、本年の予算額14億2,924万2,000円です。前年度より7,917万1,000円の増加となっております。増加の主なものとは臨時福祉給付金利用として7,500万4,000円と、子育て世帯臨時特例給付金事業として1,296万2,000円の新規事業があっております。民生費の主な事業は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉を担っており、赤ちゃんから高齢者や障害者等まで幅広く、安心安全なまちづくりに貢献できる医療が実施してあります。

次に、衛生費の保健衛生費ですが、本年度は3億6,264万8,000円で、前年度より653万2,000円の増となっております。次に、平成26年度介護保険事業会計当初予算ですが、昨年度より4,670万3,000円増の16億3,400万円となっております。増加の主なものとは、介護給付費のうち介護認定者の方への給付費が2,957万5,000円増の13億6,760万3,000円と、介護予防給付費が718万7,000円増の8,305万円、高額介護サービス費が352万2,000円の増となっております。介護保険事業は3年に1度見直され、26年度は第5期の3年目となり、26年度に策定する平成26年度から29年度までの第6期事業計画の業務委託に217万6,000円が計上されております。介護保険の収入は、65歳から74歳までの第1号被保険者の保険料が、介護給付費の21%、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として支払交付金として29%、国、県が37.5%、町が12.5%となっております。第1号被保険者については、25年度当初予算には、特徴に、対象者3,735名、普通対象者276名、計4,011人でしたが、26年度予算算定時では、特徴対象者が30人増の3,765人、普通対象者が38人減の238人の計4,003人と、前年度より8人減少しています。今後、少子高齢化による人口減少に加え、第一号被保険者の減少も予想され、厳しい制度運営にあることも考えられます。なお一層の医療の効率化を望むものでございます。介護保険については、なかなか予算面について同額ということで、大きな問題がありますが、この問題についてはやっぱり効率的な介護保険の運営が望まれるわけでございます。以上をもちまして、厚生常任委員会に付託されました案件に対する委員長報告に代えさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） これで厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

建設経済常任委員長 豊後 力君

○建設経済常任委員長（豊後 力君） 一番眠たい時期でございますけれども、しばらく時間をいただきたいと思います。

本定例会において、建設経済常任委員会に付託されました、平成26年度当初予算審査報告を行います。

当委員会では、3月5日午後1時半より、経済課及び建設課の予算審査を行いました。はじめに経済課長より本年度の主要事業概況説明を受け、予算審査をいたしました。

経済事業の骨格予算として、総額4億3,637万2,000円となり、農林水産業費として、3億2,783

万8,000円、前年比4,613万6,000円の増となりました。

商工費については、1億853万4,000円となり、前年比7,023万3,000円の減となっております。農業委員会として、2,971万1,000円を計上いたしております。

委員の報酬や研修費、農家台帳システム、補修、委託料が主な予算となっております。

農業総務振興費として、総額1億1,765万7,000円。主なもので負担金及び交付金3,372万1,000円、新規就農者対策助成金160万円、本年度は8名の予定であります。

農業振興補助金、これは施設機械等整備及び生産部会等の補助金でございます。2,718万1,000円の計上でございます。それから担い手、こちらは田植え機、リフト、トラクター、コンバイン等でございますが、16名に825万7,900円の計上をいたしております。農作業受託組合、こちらは田植え機、コンバイン、トラクター等でございますが、9組織に、1,761万4,600円を負担をしております。それから、生産部会活動補助金として、11組織に125万8,400円、それから山太郎祭補助金250万円が主な予算となっております。中山間地域直接支払事業費として、6201万1,000円。

この事業は農地の維持及び農村環境の保全に努める事業であります。協定集落54集落で、対象面積は665万5,103平米、交付金額6,087万225円となっております。負担割合として、国が50%、県25%、町25%の割合となっております。土地改良事業費として、3,773万3,000円。主なもので、和水西部地区県営事業負担金900万円、和水東部地区県営事業負担金2,300万円を計上いたしております。さらに農地流動化地域推進事業として、1,146万1,000円。この事業は、農地の利用検討の集積を通じて農業経営の規模拡大を図り、地域農業の核となる認定農業者等の担い手の育成確保及び農地、農用地の有効利用と農地保全の合理化、生産性の高い農業構造を確立に資するための制度であります。貸し借りの期間は5年間で、貸し手、借り手に助成するもので、本年度は貸し手51万8,894平米、借り手55万6208平米を計上いたしております。人・農地問題解決加速化支援事業として1,234万3,000円。主に青年就農給付金として8名に1,200万円を計上いたしております。

次に林業振興費として、4,103万7,000円。主なもので、工事請負費2,968万円、負担金、補助及び交付金1,001万円となっております。この事業は、間伐の実施及び造林の維持管理、治山治水、水源確保と多面的機能維持促進を目的に計画をいたしております。

次に、商工総務費として4,840万4,000円、負担金、補助及び交付金として1,277万8,000円、和水町商工会補助金750万円、商工会会員数が208名となっております。和水町地域雇用創造協議会補助金500万円、会員数が15名となっております。観光費として6,013万円、主なもので、需要費1,115万2,000円、パンフレットの増刷及び肥後民家村の電気料となっております。さらに、修繕費として716万円、肥後民家村緊急修繕料100万円、菊水ロマン館、光明石交換200万円、菊水ロマン館緊急対応修繕料100万、三加和温泉施設修繕料200万円となっております。委託料として1,471万9,000円、主なもので江田船山古墳公園等施設管理委託料920万3,000円、三加和温泉施設委託料100万円、肥後民家村施設管理委託料217万8,000円、工事請負費100万円。これは菊水ロマン館表示板の書き換え工事2基分でございます。土地購入費947万2,000円。先ほど質疑があつておりました、肥後民家村未買収地購入のための500万も計上いたしております。

それから三加和温泉未買収地購入で447万2,000円、それから負担金、補助及び交付金に1,474万6,000円。これは主に和水町観光協会補助金230万円、古墳祭実行委員会補助金800万円、戦国肥後国衆まつり実行委員会補助金400万円等となっております。経済事業におきましては、費用対効果を十二分に検討され、事業リスクの軽減に努めていただくよう願います。

次に建設課です。建設課長より本年度の土木行政について概略説明を受け、建設課の予算審査を行いました。建設関係の総額予算は2億8,385万8,000円を計上いたしております。

前年より5億1,971万2,000円の減額予算となりました。土木総務費1億5,093万4,000円、そのうち委託料として454万9,000円、負担金、補助及び交付金で5,434万円、うち県事業負担金1,357万5,000円、土木補助金4,035万円、行政区が57区、団体が25団体でございます。道路維持費として、1,879万1,000円、そのうち工事請負費として700万円、これは梅雨時の対応策として、町内7校区の維持管理費を計上いたしております。道路新設改良費として2,837万8,000円を計上いたしております。河川総務費428万8,000円については、委託料となっております。河川維持費として100万円は、藤田川の伐採及び採掘の費用として計上いたしております。

住宅管理費については、年々維持管理費面において費用がかさみますが定住促進には必要な事業と考えております。

次に、特別会計簡易水道事業会計です。菊水地区においては平成元年から事業着手し、現在12集落に給水、普及率は70.4%となっております。

歳入、歳出総額で7,209万5,000円となっております。

歳入においては、実績に分担金及び負担金で24万円、使用料及び手数料で2,025万8,000円となり、国庫支出金及び一般会計からの繰入金に依存しております。経営の健全化に、なお一層の努力を望みたいと思います。

次に下水道事業です。歳入、歳出とも9,529万5,000円となっております。

実質的な歳入は、同じく分担金及び負担金90万1,000円、使用料及び手数料で2,005万2,000円となっており、こちらも依然一般会計への依存が高くなっており、健全経営の観点からも危惧するものであります。

次に、特定地域生活排水事業会計です。歳入、歳出総額1億151万1,000円となっております。実質的歳入は、分担金及び負担金、使用料及び手数料となっており、3,451万3,000円となっております。こちらも一般会計繰入に依存している現状といえます。

最後に特別会計事業につきましては、3事業とも一般会計から多額の繰入がなされておりますが、衛生面、環境面、そして安心、安全な住みよいまちづくりのためには、環境整備事業に欠かせない事業と思うところでございます。今後もなお一層の努力を切望し、建設経済常任委員会平成26年度骨格当初予算の審査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで建設経済常任委員長の報告を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時00分

○議長（多賀勝丸君） 総務文教委員長より先ほどの当初予算審査報告の中で、もれとったつかな。もれとった。

訂正があるということでございますので、訂正を許可します。

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） はい。大変申し訳ありません。

先ほどの私の報告の中で、小学校費のところでございます。平成26年度の児童数の予定でございますが、小学校で総数で438名。30学級、教職員数につきましては、現在の34人から15人と申し上げましたが、総数でいきますと74名から55名でございますので、訂正をいたします。

日程第17 議案第17号 平成26年度和水町一般会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第17、議案第17号「平成26年度和水町一般会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ページ、35ページから6ページの企画、これは総務管理費のですね、地域づくり推進事業費のところについてちょっとお尋ねいたします。

企画費全体額は、対前年度予算に比べまして、これは地域づくり推進費ですね、約477万の減額になっておるようでございますが、その中でもページ35の16、地域づくり推進費、それから36ページにかけての地域づくり、これ同じく19との地域づくり関連の予算が入っておりますが、対前年度予算でいきますと、82万ぐらい減額になっていると思います。

この地域づくり活動支援事業の中にですね、一つだけお尋ねいたしますが、現在町内には、三加和地区の八つの里づくりや、菊水地区にも高野地区などに里づくり協会が立上っておりますが、この関連でですね、里づくり協会をひとまとめにした、横の連絡協会やあるいは活動報告会等を企画していただいたらどうだろうかということを、以前の議会の中でも何べんか私お願いしてきましたが、今年度の当初予算の中にそれが入ってるのかどうか、まず1点お尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい。25年度も今週の13日にですね、全体の地域づくり支援事業のこの補助金関係の報告会と、そすと専門の講師の方、先生を2名迎えて会議を開きますけども、そういったことも次年度もやっていくことにしておりますし、必要に応じてですね、またリニューアルしながら推進してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） そうしますと、当初予算でそういった関連の事業費ちゅうのは、どのく

らい計上してありますか。ちょっと参考までにお尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい。35ページの地域づくり推進事業費につきましては、二つの事務系統がございまして、一つは地域づくり推進事務ともうひとつは、地域おこし協力隊の事務費ですけれども、地域づくり推進事務のほうが368万と、それから地域おこし協力隊のほうが1,027万6,000円という金額を、ここに示してるところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の説明でよくわかりました。

一応、26年度もそういう予算を計上しながら、里づくりについても積極的に進めていただくらうと思いますが、私は吉地地区の里づくり協会のほうに就任したばかりでございますが、今後是非ともこういった地域づくり、里づくりにつきましても、積極的な取り組みをやっていただきまして、町全体が潤うようなまちづくりを推進していただきたいということを要望しておきます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 今の小山議員のところで、地域おこし協力隊の1,027万6,000円についてお伺いしたいと思いますけれども、来年もその3名の方が継続して活動されるのか、またそこらへんの、また変わられるかもですね。あと、報償費は400万以内ということですので、そこらへんのところ、また来年度に向けてどういう目標を立てられてるのか。そこらへんをお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい。今、御案内のとおり、地域おこし協力隊は3名で活動していただいております。

そのうちお二方は、さらにもう1年やっていただくと。一人の方が、今期、今月いっぱいではめられるというようなことで、一人枠を、要項を定めながらまた募集をしていきたいと思っております。

またあの、主な事業でいろんな地域の活動の支援というようなことで、区役とか、いろんなイベント等にも参加してもらっておりますけれども、そういうことと合わせて、かねてより空き家の活用も検討してまいりましたので、そちらのほうもお願いして、もちろん職員もやりますけれども、していきたいというふうに、新年度は思っているところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 空き家対策ということで、調査はされたと思いますけど、その利活用

とかそこらへんの実績、ちょこっとお聞きしたいと思いますし、そうですね、地域づくりが三加和地区が8団体、また菊水地区に1団体ありますけど、そのところを十二分に地域おこし協力隊と、その里づくりとの、そういうところとの連携もしていただきと思います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 連携という面からお答えしてよろしいですか。毎週、今日も月曜でございますので、月曜日の10時に定例的に3名の方、それから企画のほうから係長と担当が出席したりしまして交換を行っております。そういった調整会議の中でやっておりますし、またそういった中から地域の要望とかを含めて、私ども企画部門とそういった地域おこし協力隊、もしくは地域づくり団体の方々との連携をさらに進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 地域おこし協力隊のうち、3名のうち二人が残られて、1名が辞められるということですけど、それはもう嫌だということなのか、また結局、地域おこし協力隊というとは、今後その3年、一応3年が上限だったかなと思いますけど、なるべくならそこに住んでいただきたいという基本的構想があったと思うんですけど、まずそのところをお聞きしたいと思いますし、ついでに聞きますけど32ページの報償費の10万。いろんな議員が言われてます「ふるさと応援寄付金事務費」ということで、一応今年度から20名の見込みということで、10万円計上されております。どういうその商品ていうかですね、結局、私はいつも常々思ってますことが、やっぱりそれが農産物であったり、そういうPRにつながって、また、ならそれを購入しようというような、そういう商品なのか、そういうことを目指していかれてるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい。今の質問、2点だったかと思いますが、隊員の中で一人辞めるというようなことで、どうするのかというお話が1点だったと思いますが。実は、協力隊は毎年更新で最高3年までできるという制度でございますけども、農業に関心をおもちになられつつですね、そういったふうなことで、そういった農業の造詣のある方に指導を受けながら、そっちのほうの勉強をされるというふうに聞いております。

それから10万円の「ふるさと応援寄付金」の関係でございますけど、段階的に、お手元に私どもで作らせていただいた企画のほうの説明の補足資料があると思いますけど、その6ページのですね、下から2番目にちょっと書いてるところでございます。

それをちょっと紹介してみたいと思います。和水町を応援していただくため「ふるさと応援寄付金」の謝礼の品として考えてるところでございます。寄付金の額をですね、それぞれ4段階1万円から5万円未満、あるいは5万円から10万円未満、10万円から50万円未満、50万円以上というようなことで、それに書いておりますように、1万から5万円未満の方が、1万円相当の、失礼い

たしました2,000円相当のですね、それから最高が50万以上が1万円相当のものをですね、やっていくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） 2回だった。別。

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 私が言いたかったのは、だけんどういう商品をやられるのか、それが和水町の特産だとは思いますが、それが次につながるような、買っても食べたいとか飲みたいとか、和水町にもたくさんの農産物もあるし、いろんな酒屋さんとかいろいろありますので、そういうことを利用されるのかどうか、またどういう商品を考えてられてるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） いわゆる農産物も多々ありまして、その時期により、寄付金を頂いた時期にもよりますので、今、議員御案内のとおり、いわゆるそのときにあった農産物とか、あるいはその、例えば焼酎であれば年から年中ございますけども、その時期によって考えていかなんかなと思ったりまして、原則としてはいわゆる農産物を含めて、わが町の特産品をお上げできればというふうに考えているところでございます。

したがいまして、その時期によって考えてまいりたいということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 時期によっても確かに必要ですけど、米ていうとは、どこの家庭でもずっと買われるわけです。だから、なるべく米とかそういうことで、継続して食べていただける、そういうことを念頭におきながら、そういうこととしていただきたいと思います。

もう答えはいいです。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか

2 番 豊後 力君

○2 番（豊後 力君） 私も一般質問の中で、これは質問した部分でございますが、高齢者の一人暮らしの対策として、夜、非常に一人住まいだから寂しいという声があるということを1回お話をさせていただきましたが、今度の26年度の骨格予算の中で、そのへんを予算として計上してあるのか、またその意志があるのか。それともう1点は、非常に和水町の中で空き家が非常に目立っております。

定住促進の款で、ここに出ておりますけども、まず非常に景観的にも、著しく、やっぱり和水の名前を出す以上には非常に厳しいところがあると思うんですが、そういった空き家対策を、町がある部分、そういった補助を、解体費用とかそういうのを考えてあるのか、またそれが予算化をできるのか、そのへんもちょっと、これは企画だろうというふうに思いますが、あわせて2点お願いしたいと思いますが。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 空き家につきましては、利活用の観点から申し上げてみたいと思います。実はこの1年、空き家の借りたい人、買いたい人、貸したい人とか要望を承ってきまして、今月、今日ともう一日設けて、希望を事前にとりまして、そういったのを紹介することにしております。解体となりますと、環境面でございますので、ほかの所管課がいいかなと思ひまして、利活用の面から申し上げてみたところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） もう1点について。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 高齢者対策ということでお尋ねになったと思いますが、高齢者対策の部分については、社会福祉協議会と協議をしながら、来年度取り組みたいということで、お話ししております。ただ、今回の予算には計上しておりません。

6月の補正にかけられればいいと思って、今準備をしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 今高齢者対策についてはですね、是非とも予算化をしていただきたいというふうに思います。それから企画課長のほうからありましたが、実は空き家になつとる部分を借りに来られたと、しかし内装まで、非常に畳を替えたり、襖を替えたり、そういうところまでして入ってもらっても、非常に家賃も高くとれないというようなお話があったわけですね。今現在で、大体空き家となる、定住できないような空き家というのは何軒ぐらいありますか。そういうところまで、調査といいますか、されているのかちょっとお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい。ある面では議員様のほうが詳しいと思いますけども、確かにそのまま貸せる住宅というのは、非常にシェア的には低いものと考えております。人によりましては、このくらいでいいという思いもあっても、どうしても借り手側からみると、ここにおいてはちょっと修繕してもらわにゃ困るというようなことで、そのとこで今の中で数字がどれだけあるというのは、ちょっと私どもは正確には把握しとらんところが実態でございます。今、先ほど申しましたように、今日ともう1日設けて案内するごつしとりますけども、確かに貸すてなると、いろんな借り手側の要望とか、なんか難しゅうございまして、また買うとなればですね、それを認識して買われるということでございますので、特に、入ってきて改修をされる場合については、何らかの手立てを検討せにゃならんかなというふうなことは、企画の中では意見交換をしているところでございまして、ただ、今のところこういったふうに案をまとめておりますというまではちょっと申し上げることができない状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 企画書の資料の中に、これ7ページですね、定住促進でおいでよ和水で

田舎暮らし事業と、大々的にこうやって出されてますよね。

ということは、やっぱり和水中で、どれくらい定住促進ができるような空き家があるのか、もしくはその集落の中で、これはもう非常に集落の方々も困ってるという家屋が、多分多くあるというふうに思います。やっぱこれは、せつかくこういったキャッチフレーズで、おいでよ和水中で田舎暮らしというキャッチフレーズのもとに、地域おこしの皆さん方とやっておるということは、本当に大事なことなんですけど、やっぱりそのへんをちゃんと調査をして、こういうのもあります、ただですね、あるお方から、なかなか集落の中に入れないというお話もあります。ですから集落そのものの、今までの文化、そういった部分の中に都会から来られた方がすんなり入れるという条件はあんまりないというふうに思いますんで、これもせつかくここに、大きな見出しの中に出ますんで、こういうのにお金を使って、どんどん区長さんあたりをお願いをしながらまわって確認をすると、そういうことを私は必要だろうというふうに思います。単なるキャッチフレーズだけで終わらずに、やっぱり和中はいいですよというような、田舎暮らしでいいですよというようなことでやっていかないと、それには、今言いますようにぴしっとしたデータをもって、やっていかないと、空き家はありますけどねえと、空き家の中でこれは100%すぐ定住できるのか、これは50%ぐらいしか今の現状ではできないかと、それくらいのやっぱり調査をして、査定をしていかないと、本当に電話等で問い合わせがあったときにすんなりとそういったことの説明ができないんじゃないかなというふうに思いますんで、これは予算を組んででも大きくやっていかないと、本当に和水中を売るにはチャンスですから、是非やっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい。私の説明が少し足らんやった面があるかもしれませんので、今まで、行わしていただいた取り組みを若干紹介させていただきたいと思います。24年度に区長さん方をお願いしまして、空き家の調査をさせていただきました。

それを受けまして、空き家バンク制度を今年度、25年度からスタートさせていただきまして、所有者から貸してもいい、売ってもいいというふうな登録をしていただきました。あわせてそのあと、今度は借りるほう、買いたいほうですね、そっちのほうの呼びかけも、広報もしてまいりまして、そういった方々がおられて、人間でいうならお見合いじゃないですけども、今日の午後と、あるいはもう1日ですね、今月中に設けてやるようにしております。トータルとしては数百軒、確か二百数十軒だったと思いますけども、あるんですけども、そういった中に10軒余りが貸してもいい、借りてもいい、売ってもいいというふうなことでございますので、そういったふうにならちょっと取り組みをさせていただいてるところでございます。おいでよ和水中町の田舎暮らしというのも、今までメニューがいくつかございましたけども、その中に空き家のほうも本格的に入れさせていただいて、取り組みをスタートしつつあるということでございます。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 消費税増税のことについて伺いますが、これまで説明では、特別会計のみの消費税8%への増税ということで計上してあるということでした。

一般会計の歳入にはないという説明だったと思いますが、それで、歳入の部分は公共施設等の消費税分、値上げはしないということだと思うんですが、歳出の部分、実際4月1日からなると8%になりますので、歳出の分野で、例えば事業費や役務費、こういったものが各課ごとにありますけども、こういったものについては、おそらく買い物したりする場合にすべて8%になりますので、増税という形になると思うんですが、そのへんを状況はどういうふうになってますか。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい。全体的に申しますと、支払いのほうは8%で計算している分が、全部8%にしております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） わかった。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） そうすれば、その8%で支払った場合、全体的には骨格予算ですけども、平成26年度で一般会計関係で、どれだけの支出増というふうに計算されているのでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 大変申し訳ございません。

そこまでちょっと計算はしておりませんので。はい。

○議長（多賀勝丸君） いいですか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 別の質問をしますが、39ページ、戸籍住民基本台帳費の中の一番下のほうに委託料がありますが、システム改修委託料218万2,000円と戸籍システム改修委託料270万、これについて説明していただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。システム改修委託料218万2,000円計上しております。これは三つの事業でありまして、まずその一つが、戸籍附票通知オンライン連携、これが140万4,000円。それから法務省からによります情報連携オンライン、これは外国人の方でありまして、これが9万7,000円。

それからもう一つが、DV支援管理システム導入ということでございまして、これが64万8,000円。このシステム改修委託料には、三つの事業を検討しております。以上です。

それから、戸籍システム改修委託料270万計上しておりますけども、これは住基法の改正によりまして、システムを改修する予定でございまして、270万計上しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この部分だと思うんですが、国会で法律として通って、市町村で独自の戸籍住民基本台帳という形でつくるような形で話がきてるんだと思いますが、この形でやりますと、一つの番号を個人個人に町民につけていくと、そういう形でずっと整理をされていくということだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 笹渕議員の質問には、番号制度導入ということでしょうか。今回当初予算では、まだこれから検討していく課題ですので、26年度には入っておりません。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 予算を見てみますと、なんか目新しい予算は骨格予算ということで、あつてないような気がします。総務課長、なんか目玉とか、そこらへんはこれは見えますか。私はあんまり見えません。それとあと厚生常任委員会で言いましたが、今、共産党さんから消費税のこともありましたが、本当に消費税が上がって困るのは、町民の人は、特に高齢者の方、年金は下がる、介護保険は高い、物価は上がる、これは何回も言いましたが、そういうことで高齢者の方に福祉関係の予算を6月でも結構ですので、思い切った予算を組んでいただきたい。今言っとかんと予算がとおった時には間に合いませんので、町長、ここらへんに十分配慮をしていただくように要望いたします。

それから、子ども関係についても、いろいろ手を打っていただきまして、大変、医療費の高校までは喜んでいらっしゃいます。

まだまだあります。幼稚園の補助とか、学校給食費の助成とか、福祉の町で掲げてありますので、ここらへんには思い切ったやっぱり予算を投入されたいかかと思います。ある団体は、相当大きな額が出ております。あそこらへんに見合うような、老人会からの要望、身体障害者の人たちの要望、そこらへんを十分くんでいただいて、6月にはそういう予算を出していただくように、私のほうはと思いますが、町長どのような見解でしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。承っておきます。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 議長いいですか。

○議長（多賀勝丸君） はい。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） もう何も言うことはないかもしれませんが、もう少しですね、思いきっ

て・・・いかんです。もういつも言いますが、もう何十億も積み立てとるけん、これはちいっと消化ばせん。学校の金はいるばってん、14億円ですか、5,000万ぐらいばつと出すぐらい。65歳以上はですね、4,000名います。国の臨時給付金ということで消費税対策について、1人1万円出すということで、それも予算化されておりますが、そこらへんを十分配慮をしていただきたい。もう6月には間に合いませんので、この議会で言うとかんといかんけんと思って今言いからですから、福祉課長、よかですか。福祉課長がな、提案をして出せばよかった。あたが出さんこつにゃ始まらん。この前言いましたように福祉の町という標榜ですから。課長は、何回も言いますが、旗を振っていきなっせ、そういうことです。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 一言の返事で申し訳ありません。その熱意、それをかなうように私自身頑張ります。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） それから別のことですが、税金のことで税務課長、これにですね固定資産税があります。これは前年対比、いくらぐらいになってるのか。

なぜそれを質問するのかと言いますのは、今、太陽光はとても普及をしております。

農業委員会では、太陽光が相当出てきます。

太陽光の場合は、おそらく税金では固定資産税になるかと思っておりますので、そこらへんのことを加味されているのか、ちょっと質問をいたします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） はい。平成26年度の固定資産税でございますけれども、2,375万9,000円、前年度より増額しておりますけれども、これは土地につきましては毎年宅地の方が下落、修正しております。収納率は98.9%と見込んでおりまして、今回、平成26年度増額しております。

それから太陽光発電のほうは、まだ事業所のほうは何軒かは聞いとりますけれども、まだこちらのほうにはあがってきておりませんので、こちらのほうは固定資産税のほうには反映しておりません。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい。10番です。教育委員会の教育費関連でもないんですが、三加和地区が統合となりますので、この中で伺いたいのはスクールバスの運営委員会とかあります。そこらへんの目的とかですね、あと、あれ、どこだった、標準服の購入、23万8,000円ありますが、このへんというのは何年ぐらい継続してされるのか、あとは教育長自身が、今度統廃合になります三加和地区に対しての思いっっちゃうか、やはり子どもさん、保護者の方、地域の方も期待

される面、またある面不安がられる面とかあるかと思いますが、そこらへんに対しましての教育長の思いをお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） はい。今御指摘のとおり、本年4月から三加和小学校が開校するわけでございますけども、子どもたちが登校するにしても、やはり非常に安全、そして安心して登校して頂くための、やはりスクールバスということで、今考えておるところでございますけども、これから菊水区域においてもやはり同じように子どもたちがやはり、安心して登校できるというようなことがやはり検討していかなければならないというようなことで、現在進めているところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 三加和区域のスクールバス関係の運営委員会の、こういった動きをするかというお尋ねと思いますけど、これは各校区から路線ごとですけども、二人ほど保護者の方に出ていただきまして、毎月バス運行状況、それと保護者からの意見、それあたりをずっとお聞きしながらいい方向に向かっていきたいということでございます。そのための委員会は、毎月実施したいということでございます。それと標準服をいつまでということでございますけども、標準服は新入生の子にですね、毎年入学する新入生のほうに給付する考えでございますので、いつまでっていうふうにはまだ決めておりません。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 議案第17号、平成26年度三加和町一般会計予算について、反対討論を行います。

（「三加和町」と呼ぶものあり）

和水町、一般会計予算について反対討論を行います。

平成25年度の一般会計予算案には、福祉、教育、農業など国の施策を取り入れた事業や、単独事業など、町民の暮らしの予算が提案され、評価できる面もありますが、この中に学校統合事業など、町民の事業費884万3,000円が計上されています。三加和小学校建設については、危険部分も含め児童の教育環境として誇りをもてるとは決して言えない校舎建設となり、学校建設には住民の納得を得ていない中での予算計上であり、認められません。4月1日から実施される消費税増税、5%から8%に増税の予定であります。予算の中に、歳出の分で増税支払い後、となっております。消費税は所得の低い人ほど負担が大きい税金であり、高齢者の多い和水町では、年金の引下げや、労働者は所得は上らず農家や商工業者の所得が減少している中での消費税増税は、

消費を冷え込ませ、暮らしを直撃します。消費税増税は、認められません。以上のことからこの議案に反対するものです。

○議長（多賀勝丸君） ほかに討論ありませんか。

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） 13番の庄山でございます。私は賛成討論を行います。

26年度の当初予算、あくまで骨格予算として計上されております。

建設、それから学校関係、それから福祉、私は骨格の中でも非常に重要な位置を予算化されていると思っております。そういう中で、この予算がぴしっとできた6月に対しての骨格ということでもありますので、6月、この足らん分をまたやっていただくということで、この予算に対しては賛成でございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって議案第17号は、原案のとおり可決されました。しばらく休憩いたします。

2時55分より会議を開きます。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時55分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第18号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第18、議案第18号「平成26年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

○議長（多賀勝丸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 先ほども聞きましたが、一般会計以外で、特別会計は消費税が今回上乘せされてるということですのでお聞きをしますが、25年度と比べて、歳入歳出それぞれ5%から8%に増額されたことによって、どれだけ予算計上上増えているか、計算されていたらお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 26年度の当初予算につきましては、歳入のほうは、保険税も25年度と同様でございます。消費税は上がりません。それから、歳出のほうは計算しておりませんので、あとで報告したいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 歳入のほうには考えてない、計上していないということですね。それで、町民の方の話を聞きますと、やっぱり所得が今、本当に少なくて、減ってきて厳しいと。そういう中で国保税の負担がかなり重いというお話をよく聞くわけですが、そういった面で、これは町長に聞きますけど、基金が2億円ほどありますが、是非この基金を取り崩して、国保税の引下げに充ててはどうかと思いますけれども、町長はどのように思われるか、お聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。国保の運営に関しては、今、お尋ねの件そうしたことも踏まえて、しっかりと内容を精査しながら、どのような対応、支援策ができるのか、検討はしていきたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 引下げの検討はするということですが、是非、住民の皆さんの暮らしが大変なときに、引下げのためにやっていただきたいというふうに思います。今回この消費税の問題もありますし、基金も2億円、その中の、今回は7,800万ですかね、出してる部分はありますけれども、是非、引下げのために頑張っていただきたいということを述べて、反対の立場を表明しておきたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君） 答弁いいですね。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 平成26年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第19、議案第19号「平成26年度和水町介護保険事業会計予算」を議

案とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 先ほど聞きましたが、同じように消費税の問題で、この介護保険会計、歳入歳出分野でどういうふうに変化があるか、計上されてるかを伺います。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい。歳入のほうは、一応ないと言うとおかしくなりますが、国・県等の補助金の対象の中には、その分の処遇改善費というような形で、一部分加算されてる部分があります。歳出のほうについても施設利用分、その部分についてが変わりますので、その部分が少し上がるというふうにはなっておりますけども、見込みという部分は一応3.7%ぐらい見込みをしておりますが、これは全体の伸び率という部分で算定しておりますので、特別に5%から8%伸びたから、その部分がどこに入ってるということの計算はしておりません。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 計算はしてないということですが、是非こういった計算も各課でしていただきたいというふうに思います。やっぱり暮らしの分野ですし、それから、消費税が町の予算、決算とかにどういうふうにかかわってきてるかということも、やっぱり見ておく必要があるかというふうに思います。この介護保険については、県内で4番目に高いということで、非常に町民の皆様からも値下げをしてほしいという話があります。そういう面で、是非一般会計からの繰入れなどして、あるいは基金から繰り出して引下げに充てるということが、私は大事だと思いますけれども、町長はどういうふうに考えておられるか、お聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 国保会計と若干違った面があるかと思います。このことに関して、4番目に高いということ、これは事実でございますが、いうならば高齢者の方々が施設利用をなさっている、やはり、そういう介護認定者のお受けになっておる中で、やはり、そういう介護サービス、これは4番目ではなくて、一番介護を受けておられる、施設を利用されておる、そういうふうに認識いたしております。

よって、このことに関して、支援することで交付税、そうしたことに影響ないのか、やはりそういうもろもろもございますので、できるだけやはり町民の方々の負担は軽減することができ、そして、やはりそういうふうな制度上問題がないということであれば、ひとつ、しっかりと支援していく、そういう検討、努力はいたしたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 介護保険料引下げのために支援するという、検討まではいくのかわかりませんが、今の答弁では引下げまでいかないという答弁だったと思いますので、是非、本当に検討して、町民の暮らし支えるためにやっていただきたいというふうに思います。この介護保険料、これまで高いということで、介護保険会計については反対しておりましたので、反対の態度を表明をしておきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第20、議案第20号「平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今まで聞いておりましたので、消費税の問題ですね、25年度と比べてこの特別養護老人ホームの会計はどういうふうになっていくのか、大変入所されている方もいろいろ関係することですので、これちょっと聞いておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） ただいまの質問でございます。うちのほうも24年度と大体の見込みの予算で計上しているところでございます。ただ、3%増税ということでございますけれども、一応情報としては、介護報酬については入ってはおりますけれども、はっきりとした説明会もございませんので、そのままにしているところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 入所されている方とか、デイサービスを受けてらっしゃる方とか、そういった人のいろんな物の動き、売買といったことで、消費税が8%になればその分増加になると思うんですが、そういったことでは、月々平均的にみたら6万数千円と、入所費というふうにし

た場合に、それが8%増税によってどれだけ負担が重くなるかとか、そういったのは何か計算とかされてますでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） その件につきましては、私のほうの、お手元にお配りしておりますその説明資料というのがございますけれども、この最後のページに、14ページなんです、これは今年の4月から上がるということで、参考資料として付けておりますけれども、例えば、要介護1から5までありますけれども、これが大体1の場合で4円上がります。それから2の場合で5円、それから3が5円、4も5もこれ書いてないですけど、5円ぐらいが一応上がるような感じでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 当然、消費税3%上がるわけですから、負担増にはなるというふうに思いますが、そういうことでは、今回は、この予算案については、反対ということを表明しておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 平成26年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第21、議案第21号「平成26年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今まで特別会計で質問してきたとおりですが、この簡易水道事業関係で、消費税の関係はどういうふうに増税についてなっているか、お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） はい、お答えいたします。

笹渕議員さんは建設経済委員さんじゃないかと思いますが、どうしてその時質問なかったんですか。正直言っておかしいと思います。

ではお答えいたします。簡水は、現在450件加入しております。25年度が450件ですね。歳入で
使用料ですね、25年度が1,936万9,000円です。26年度がプラスの3件みてます。ということで
453件になります。使用料を当初予算におきまして、2,025万8,000円みております。およそ、そ
の差が88万9,000円となります。計算しますと消費税がおのずとわかると思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 建設経済で審査しましたが、消費税問題はちょっと抜けておりましたので質問をいたしました。やっぱり、それはあとで感じたんで質問したわけですが、やっぱり加入されてる方の消費税増税ということでは、やっぱり負担が増えるわけですね、今、答弁がありましたように。そうした場合に、やっぱり困るというふうに思いますので、この議案書については、反対の態度を表明しておきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号 平成26年度和水町下水道事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第22、議案第22号「平成26年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 課長、よろしく。先ほども聞きましたが、消費税のことで、どういうふうに変化するか、総額関係で質問をいたします。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 何も言わずにお答えいたします。下水道の25年度の加入者が391件です。接続の加入ですね。25年度の使用料が1,896万円です。26年度が、当初予算で申し上げておりますけど、6件加入を見込んでおります。使用料の26年度の予算額が、2,004万円みております。26年度から25年度の差は108万円ということです。消費税になおしますと約3万2,000円ぐらいかなと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今のは歳入の部分ですよ。そすと歳出の部分ではどういうふうに変化してますか、いろいろな内容の部分とかもそれぞれあると思うんですが。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 歳出は主に修繕費、工事費ですね。そのほうにいきますけど、消費税は、はい。主なやつですね。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） わかりました。こういったものをちょっと聞いとかなと、やっぱり住民の負担増になるということもありますので、今回この下水道事業会計予算については、反対の態度を表明しておきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 建設経済常任委員会の中での審議が、うまくいかなかったというふうに私も思いますが、この件については、担当のほうから、私は笹渕議員は聞いていただいても結構かというふうに思います。それも議論するべきであったかもしれませんが、当然、委員会の中で指針を示してするべきものであって、今日は採決でございますので、また次のも多分なると思いますが、それは後ほど担当のほうで聞けばすぐわかると思うので、委員長の立場上、笹渕議員にはよろしく願います。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ちょっと、しばらく休憩します。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時14分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり決定されました。

日程第23 議案第23号 平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第23、議案第23号「平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題とします。

○議長（多賀勝丸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第24号 平成26年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第24、議案第24号「平成26年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

○議長（多賀勝丸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第25号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第25、議案第25号「平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

○議長（多賀勝丸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 高齢者の医療にかかっている状況の中で、例えば、平成24年度と25年度、医療費がどれくらい伸びているとか、そういったことは大まかにわかりますか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 質問にお答えいたします。平成24年度の後期高齢者医療の一人当たりの医療費につきましては、81万3,214円という決算で出ております。県下でも45市町村ございますけれども、40位ということでございます。それから、23年度、82万8,434円ということございまして、これが一人当たりの医療費でございます。県内でも45市町村のうち、40位ということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 23年度と24年度、答弁ありましたが、これを見ると24年度のほうが、医療費が一人当たり、1万5,200円ほど下がっているわけですね。これは、いろいろ、個人差がありますから、一概には言えないと思いますけれども、なんかその、いきいき体操とか、いろんな分野で努力をされてきて、こういうふうに医療費が下がってきているとか、そういったところはどうか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 後期高齢者の健康診査、これからございます。糖尿病とか高血圧などの生活習慣病の早期発見とか、重症化予防のために被保険者を対象に5月から8月にかけて集団健診、または個別健診を実施しておりますけれども、23年度の受診率が14.31%です。それから、24年度が15.6%、25年度になりますと、まだ見込みではございますけれども、16%から17%に上がっているのではなかろうかと思っております。これが、一つの要因だと私は思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） そうですね。今の答弁だとやっぱり、23年度が10%ですかね、大体。そして、24年度が15%、15.6とか、そして16%、25年度なってくるという、少しずつ上がってきているという受診率ですね。それで、医療費への引下げになっていると、それは確かに言えると思

うんですね。是非、こういう方向を強化していただきたいというふうに思います。

やっぱり、お年寄りの皆さんが、年金の中から支払ったりとか、また家族の方が支払うという、そういうふうに医療費はなるといいますので、なるべく医療費ではなくて、保険料です。ですから、是非、下がるように頑張っていただきたいというふうに思いますし、この後期高齢者医療費制度のそのものが欠陥があるということで、これまで私、反対をしてきましたので、反対の態度を表明しておきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第26号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第26、議案第26号「平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算」を議題とします。

○議長（多賀勝丸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい。10番です。

最初に言っときますが、私は、病院は応援したい気持ちがありますので、あえて質問させていただきます。

職員の給料が6億2,000円万ほどいっておりまして、当初予算が9億6,000万ぐらいだったでしょうが、非常に人件費の比率が非常に高うございまして、普通の民間でいったら、危険水域な人件費が出てるかと思うんですが、結局、職員の給料費のピークと言ったらよろしいんでしょうか、割と年齢が高い人がいらっしゃるからこうなっているのか、それとも恒常的にこういう状態が続くのか、1点と。5億弱の企業債があるかと思うのですが、償還なんですが、ピークは過ぎたのか、まだピークなのか、そこらへんも含めてお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町立病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 2点の御質問があったと思いますけれども、給与の占める割合ということで、総予算に占める割合が約75%ほどございます。非常に高い率となっておりますし

て、通常の企業とすれば、非常にこう、危うい給与費の占める割合かなというふうに思っております。ただ、25年度の状況を見てみますと、昨年の4月から内科医の先生が1名来ていただいた中で、営業的には単年度で見ますと、非常にこれまでにない、いい状況が出ているのかなというふうにも思っております。ただ、やっぱり医師の増員ということになりますと、一人当たりの年収部分が、かなりの額を占めますので、そういった部分は人件費の分として仕方ないのかなというふうには思いますけれども、今、現在、職員もかなり若返っている部分もございまして、今年度、1名の退職が出ますけれども、来年度が2名ですかね。そういった中で、他の部分の経費削減等の努力をしながら頑張っていきたいというふうに思っております。

もう1点の企業債の返還ですけれども、これにつきましては、今年度末現在で約4億8,000万だったと思いますけれども、それぐらいの返済残がございます。これまでのところ、順調な返済ができておりまして、資料の中にございます、審議資料ということでお配りしておりますけれども、この中の8ページのところに、キャッシュフローというふうな計算書を今年度から新会計システムになりまして、添付しているところでございますけれども、この中でいきますと、減価償却費との実際には支出を伴わない予算項目等出ております。そういった中で総計の現金の資金残高ということでは、26年度の予定では、約1,800万程度の現金残高がプラスになるのではないかなというふうな予定をしております。そういった中でいけば、今後も患者様の御利用を多くいただく努力をしなければなりませんけれども、そういった中で経営としてはこれまで以上の努力しなければなりませんけれども、いいのではないかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、事務長からの説明で、そうですね、私も赤字じゃなかったの、あんまり強気では言えない部分があったのですが、特に町民の福祉の増進・・・のところで一生懸命頑張っていたきたいというふうに思います。

町長にお伺いしたいのは、先ほどきくすい荘のところで言えばよかったんですが、きくすい荘が最近いろいろと経営的に厳しい状況、病院も赤字じゃないけど、ちょっと経営的には厳しい状況が続くかと思います。私も、突発的に言ってますので、間違っているかもしれんけど、病院の入院棟が、昭和60年ぐらいの建設だったかと思うんですよね。いろいろとそこらへんで、今度はまた新たな企業債あたりが出てくる可能性もあるわけですが、そこらへんの展望としては、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） お答えします。病院においては、全部適合にして、いよいよ2年目を迎えるわけですので、その1年目1,800万程度の見込みがありますけれども、2年目において、ただ数字だけじゃなくて、やはり町民の保健・医療・福祉に関して、全般的にしっかりといい状況をつくっていく努力は必要ではないかなと思っております。

それから、特老においても、既に40年を経過いたしておりますし、今後どのような建て替えを含め、どのような経営体系をもっていったらいいのか、それから、特老と入院のつながりは、どのように関わっていくべきなのか、これは、そういう福祉、医療、そのことに関しては総合的に、個々の方向性、これは中・長期的な観点から一つ、特別委員会をつくって、検討していく必要があることというふうに思っております。今、ここはこうあるべき、そういう具体的なことはまだ言えませんが、いろいろな課題、問題が間近にきておるということに関しては、十分、理解をいたしておるつもりでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） すいません。今、ちょっときくすい荘を言ったのは、事務長に地域医療福祉連携室が5名になるんですか、この方たちの頑張りというのが、非常に在宅で生活するために、非常に必要な立場ですよ。入院患者さんの相談からいろいろと介護に向けてとか、在宅に向けてとか、その中で、この方たちは皆さん、有資格者だと思うんですが、どういう資格をもとに働かれているのかお伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

町立病院事務局長 池田宝生君

○町立病院事務局長（池田宝生君） 一応、介護福祉士と社会福祉士ですかね、社会福祉士の資格の中での指導というか、その資格を持たれた中で行われております。現在、地域連携室は、本来は看護師だったんですけれども、本来の社会福祉士のほうがちょっと育休のほうで、休暇を取っておりますので、そちらのほうで対応しているということです。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 病院の場合は、いろいろ薬品なり、いろんな器具類、それから個室と言いますか、そういったことも含めての消費税増税というのは、かかってくると思うのですが、全体的にはどれくらい26年度で、3%アップということでは増えてくるのでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町立病院事務局長 池田宝生君

○町立病院事務局長（池田宝生君） 診療材料等の詳細な価格のほう、チェックまではしていませんでしたけれども、今、言われますように、購入する薬品と診療代・・・のすべてについて3%の上乗せが出てくるというふうなことで、その分につきましては、当然、その使用にあたっては、診療報酬の価格によってそれが設定されますので、その負担部分が3%きっちりということにはならないかもしれませんが、それが、当然その患者様のほうに上乗せが出てくるのではないかというふうに思います。本年度が、2年に一度の診療報酬の改定がっておりますけれども、私たちの町立病院につきましては、詳細な部分は今、説明会が始まっております、年内、3月いっぱいには、そういった説明の中で改定もして、4月からそれに伴って、診療報酬の設定を行うわけですが、私は詳細な部分は把握しておりませんが、その部分が上乗せになると思い

ます。今回の報酬では、全体として聞いたところによりますと、あまり有利な改定にはなっていないというふうなことで、町立病院にとっては、そういった状況になっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 8%の増税ということでは、こういう病院経営というのは大変厳しくなってくるのではと思うんですね。それで、その3%上げた部分については、利用した患者さんからいただくということで、いろんな負担増には病院側としてはならないかもしれませんが、いろんな面で病院に行くのを控えるとか、そういうことで患者が減るとかということで、経営が厳しくなるというふうには感じるわけですね。入院されている方も通院をされている患者さんもやっぱり8%の消費税というふうになると、やっぱりそれは医療費、それから薬、薬品を薬局で買った場合、受け取った場合もやっぱり負担は重くなるということもあって、大変になるなというふうに思うんですが、しかも、来年の10月からですか、10%、よければ進んでいくというふうになっていますので、そのあと、非常にますます経営が、これは特老もそうだと思うのですが、厳しくなると思うんですね。そういう面からすると、是非、働いている人は頑張っていたきたいなというふうに思いますし、消費税増税ということでは、負担がやっぱり患者さんに関わるということもあって、反対の態度を表明をしておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第27号 熊本市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（多賀勝丸君） 日程第27、議案第27号「熊本市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第28号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長(多賀勝丸君) 日程第28、議案第28号「有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長(多賀勝丸君) 日程第29、議案第29号「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。

○議長(多賀勝丸君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) いくつか質問をいたしますが、全協とか説明がありましたので、おおまかなことはわかりますが、この議案の中で一つは、この事故発生が8月28日ということで、今回、3月になって、初めて議会になって、説明を受けてびっくりしたんですが、なぜこういうふうな報告が遅くなったのかということが第1点、お聞きしたいと。

それから、事故の状況ということで、これは示談が成立したということで、ここにも提案として出されてますが、ここの、フロントガラスに職員や荷物が衝突をしたというふうになら書かれてありますが、なぜこういうふうになったのか、という文書がないんですよね。やっぱり原因があっ

てはじめて、その結果があるということもありますので、そこらへんは示談の中でもきちっと文書として残すことが私は大事じゃないかなというふうに思いますけれども、その2点についてお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 議員のおっしゃるとおり、8月の時点で発生しまして、その後、南関町と和水町の共同事業でございましたので、協議をいたしまして、南関町を窓口として協議を進めるということでございました。ある程度の状況がわかってから議会のほうに報告したいという、これは良かったんですけども、12月ぐらいで、議会のほうにも報告しておくべきだったということで大変反省をいたしております。

それと、事故の状況につきましてですけども、その示談の中に書いてある文言につきまして、過失割合の判定が非常に難しいということで、弁護士に依頼をしております。その弁護士が依頼をした中で、その示談書の中の内容の文言は書いていただいたところでございます。その判定の過程をその事故の状況はどうだったかというのは、弁護士の表現の仕方と言いますか、示談の仕方として、示談書に書いてある表現がこの事故の状況でございます。双方の言い分もちよっと違ったところもありまして、平行線だったものですから、とにかく、双方の過失がどうだったかということを判定していただくための弁護士と、その弁護士でお願いをして書いていただいたのが、この示談書の内容でございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 私は、示談の文書は、これじゃまずいなというふうに一つは思います。それと、こういった補償、賠償をしなければならなくなったということでは、このバスに車両保険という保険関係がなかったということでの、こういった方向になってきたんじゃないかなと思いますけれども、その点について伺いたいということと。

南関のほうと一緒に、和水町も毎年、バスで一泊旅行というか、一泊学習を行っているということですけども、今後、このサンライトの観光バスというのを続けていくのか、依頼ですね。それともやっぱり新しいところを探すとか、地元にもバス会社とかありますので、やっぱりそういう方向に切り替えていかないとまずいんじゃないかなと思いますけれども、そういった点で、どのように考えておられるかお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） このサンライトバスの契約については、どうのこうのということではございませんで、これまで特別支援学級の学習のほうはずっと、この相手といいますか、四季の里ということで研修をしておりました。その関係があって、そのバスの紹介を受けて、このバスを使ったということでございます。できるだけ、議員のおっしゃるとおり、町内にも運送業者がおりますので、できるだけ地元優先といいますか、できるだけ地元のバスを使って行って

いただきたいというふうなところで、各校長のほうにお願いしているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） やっぱり、特別支援学級の子どもたち、そういうことであれば余計、こういう交通関係では心配りをしてやらなければならないというふうに思うわけです。しかも、南関町との共同で行くわけですから、これには安全面には極力注意しなければならないと思うんですが、今の答弁で、四季の里のほうからですか、その紹介がバス会社があったということですが、その場合、車両保険とかいろいろな事故があった場合のということでのチェックといたしますか、そういうことはなかったんでしょうか。そのことを含めて、お聞きしますけれども、こういう問題で早く決着がつきたい、つかせたいというのはわかりますけれども、非常にこういう形で、文書的にも残らないというふうになれば、非常にこれは問題だなというふうに思いますので、この提案には賛成しかねるなという感じを持ちます。いかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、議員が御指摘のとおり、やはり子どもたちを乗せるということで、一番安全面を配慮しなければならなかったんですけれども、先ほども御指摘のように、その四季の里で紹介していただいたバスについて、その車両保険やその他についてのチェックは私どもはしておりませんでした。しかしながら、幸いにも子どもたち、それから職員のほうにも、けががなかったということだけは、私たちも安心しておるわけなんですけれども、しかし、今後、例えば修学旅行、それから、いろんな集団宿泊教室、学年の旅行、いろんなのを26年度も計画されております。そういう中で、やはり、バスの手配等においても、そのあたりを十分チェックして、そして、信頼できる会社というのをお願いするという、そういうところには万全を尽くしていきたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。こういうと、ちょっと失礼かもしれませんが、私はちょっとひねくれた質問をしたいと思います。私は自分自身が児童発達支援とかをやっておりますので、あえて質問いたしますが、普通クラスの子どもさんが8月28日にこういう事故があったとしたら、すぐにみんなにわかるわけです。話すことができますので。それが今になってわかった、特別支援学級じゃわからんだろうという感じが、認識があったのじゃないかと思って、ちょっと私は、この前の説明会の時、憤慨しました。非常に私もひねくれた質問をいたしますが、答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 今、杉本議員おっしゃいましたけど、決して私は、その特別支

援だからわからないだろうとか、そういった気持ちは全くございません。本当に12月時点ぐらいである程度対応を南関のほうから報告があつて、こういった状況ですというふうな進み具合があつた時点で、少しさわりでも言っておけばよかつたなということで、非常に反省をいたしております。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。別に私は、もうこれは決定したことですから、これに反対するというようなことではありません。やはり、今もあつたけど、南関を待っていたとかいうことを言われるので、本当は12月あたりに、やっぱり言ってほしかつたなあというのは、私が、このへんだけは敏感にビンビン感じるほうですので、ちょっと失礼な言い方だったかもしれんけど、ここらへんは、本当に今後とも、特に普通クラスじゃない子どもたちのことですから、これは教育長も含めて、やはり、なるべく早く、議会にも説明責任を求めるものです。終わります。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、議員のほうから御指摘ありましたが、まず1点は、特別支援学級の子どもさんだからというのは、毛頭そういうふうな考えはございませんでした。ただ、2点目の御指摘いただいたことは、まさにそのとおりだと深く反省しているところです。この件に関わらず、これからもあつてはならないことですけれども、やはりこういう情報というのは、いち早く皆さんにもお知らせし、いろいろ御指摘、御指導いただければありがたいと、そういうつもりでおります。深く今回の件に関しましてお詫びしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この問題については、町長も教育長も教育課長も、本当に自分たちが、報告が遅れたということで、私たち議員もやっぱり本当にいかんだつたなあと思いがいたします。そういうことで、やっぱりこの件について、これをもとにして、役場の庁有車も学校のスクールバスもあります。総務課長、役場の庁用車の車もいっぱいありますので、保険とか、そこらへんは十分やっぱり点検をされて、おそらく管理はしておられると思いますが、これを参考にして、こういうことがないように、役場の庁用車の車、スクールバス、そういうことについても十分対応をしていただくようお願いをしたいと思います。以上です。

（「庁用車は何台ありますか」と呼ぶものあり）

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 庁用車は、支所も含めて、34台だつたと思います。庁用車関係には保険を全部かけております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

4時より会議を開きます。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時04分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第30 陳情等の常任委員長報告について

○議長（多賀勝丸君） 日程第30、陳情等の常任委員長報告についてを議題とします。

常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が出されております。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会に付託した陳述等について、委員長の報告を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

総務文教常任委員長 古閑修一君

○総務文教常任委員長（古閑修一君） ただいまから、平成26年3月定例議会において、本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について、報告をいたします。

受付番号377号、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書でございます。これにつきましては、審査の結果、採択です。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました陳情等の審査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第375号、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書を議題といたします。失礼しました、377号です。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第377号、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、受付番号第377号、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書は、委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

次に、厚生常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

○議長(多賀勝丸君)

厚生常任委員長 杉村幸敏君

○厚生常任委員長(杉村幸敏君) 受付番号339号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書、これは厚生常任委員、全会一致で継続審査です。

(「継続審査、継続審査は必要なかです」と呼ぶものあり)

これはちょっと報告せんでいいということで、訂正をいたします。

受付番号369号「平成26年度高齢者関連予算の確保並びに老人クラブのさらなる育成についての陳情書」です。これは全員一致で採択です。

以上、報告を終わります。

○議長(多賀勝丸君) 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第369号、平成26年度高齢者関連予算の確保並びに老人クラブのさらなる育成についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第369号、平成26年度高齢者関連予算の確保並びに老人クラブのさらなる育成については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、受付番号第369号、平成26年度高齢者関連予算の確保並びに老人クラブのさらなる育成については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第31 閉会中の継続審査について(総務文教常任委員会)

○議長（多賀勝丸君） 日程第31、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第32 閉会中の継続審査について（厚生常任委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第32、厚生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

厚生常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第33 閉会中の継続審査について（建設経済常任委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第33、建設経済常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

建設経済常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第34 閉会中の議員派遣について

○議長（多賀勝丸君） 日程第34、閉会中の議員派遣についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第128条の規定によって、閉会中の議員派遣申出があります。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、委員長の申出のとおり、決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、委員長から申出のとおりとすることに決定いたしました。

日程第35 閉会中の継続審査について(議会運営委員会)

○議長(多賀勝丸君) 日程第35、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、任期最後の定例会を閉会するにあたり、町長からごあいさつがございます。

町長 坂梨豊昭君

○町長(坂梨豊昭君) 議長の指示により、ひと言ごあいさつを申し上げます。

和水町誕生から既に8年を過ごし、9年目を迎えております。2期目の4年を終える今期最後の議会でございます。今定例会に提案いたしました議案、原案どおり、一部条例において付け加えたところでございますが、御承認いただき、心から厚くお礼を申し上げます。大変お疲れさまでございました。

この4年間、議会の皆様におかれましては、町民を主役、そして主権者として、行財政全般にわたり御理解、御協力を賜り、今日の和水町を迎えておりますことに関し、衷心より感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

私も基本姿勢変わることなく、独断ではなく、そして閉鎖ではなく、尚また対立ではなくをモットーとして、今日まで対話で築く和水町を目指し、努力を重ねてまいりました。この4年間、様々な出来事ございました。そのことについては、「広報なごみ」にて町民の方々にお知らせ、御報告してまいったところでございます。

ところで早くも和水町が誕生し8年を終え、3月1日をもって9年目を迎えております。そうした今日、町の一大事業であります小中併設型一貫教育が、三加和地域において、区域において、この春それぞれの春富小、神尾小、緑小ともに閉校し、新たに三加和小学校として誕生いたします。そこで、新制教育元年ととらえるものでございます。

菊水地区においても既に複式学級7学級あり、早く教育環境を充実、整備に努めてまいること最も大切であるわけでございます。しかしながら、昨年11月10日、住民投票せざるを得ない状況で、大変心配、御迷惑をおかけいたしました。既に、予算ベースで約8億弱の予算執行がなされており、そこで強行することなく予算案取下げ、一旦立ち止まり、このあと4月以降、新たな

年度を迎え、新たな考え、思いを持って取り組んでいくことといたしたところでございます。この学校統合問題は、複式学級解消のみ問題ではなく、子どもが少なくなる心配ではなく、教育環境整備を行うことにより、子どもたちを増やしていく究極の定住促進へつないでいくものであり、理解を願うものでございます。

さて、一昨年12月、中央政界政権交代、そして、昨年4月、ねじれ解消なされ、1年経過する中、アベノミクスによる景気回復、経済対策、その効果期待するも、私ども地方には届かず、実感できず、いよいよ今年、消費税増税へと進みます。一方、増税をもって年金のほか福祉充実向上を期待しつつ、今後、ゆくゆく循環し、その効果を期待いたすものでございます。

さて、今期4年、1期を終えるにあたり、町長、ともに議員、議会議員の改選ということで、先日選管から、今月18日告示と発表なされたところでございます。選挙に臨みます皆様方においては、それぞれどうぞひとつ御健闘をいただき、この議場にお戻りなされることを心から願っております。なおまた、今期で勇退なされます議員さんにおかれましては、本当にこの4年、そして8年、合併して不安定な中、いろいろな面で、和水町の基礎づくりに誠心誠意、一生懸命御努力をなさってまいりました。今後においても、何らかの立場で、議員の先輩として、いろいろな面で和水町の発展のために御支援、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

私も冒頭、基本姿勢を申し上げましたように、和水町合併8年を終え、じき合併10年という大きな節目を迎えるにあたり、志半ば思いございまして、10年の節目に向け、幸せ、喜び、そして、和水町に住んで良かったと、町民の皆々様が心から実感いただける礎を築いていくことを、心新たにいたしておるところでございます。皆様方とともに和水町のさらなる基礎づくり、発展のために議論を重ねることが出来ますよう、私自身も頑張っただけだと思っております。そのような思いの中で、この4年間、皆様方にご迷惑おかけした点、多々あったと存じますが、皆様方、ただ、ただ、町民の幸せ、福祉向上を願って、今日まで取り組んでまいりました。偽らない気持ちでございます。その思いを、気持ちをお受けいただき、この4年間にわたり皆様方に対するお礼のごあいさつといたします。職員の皆さんに関しても、首長として何にかけ、指導、配慮に欠けた点あったかと思いますが、今後においても住民の公僕として、サービス機関として、町民の福祉向上に、しっかりとサービス提供、充実を図ることを願います。

以上、挨拶を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（多賀勝丸君） 町長、ありがとうございました。

それでは、私からもひと言ごあいさつを申し上げます。

私ども和水町議会議員として、平成22年3月の選挙で当選し、早いもので任期残り1カ月となりました。この4年間、住民の代表として、議員の職責と議決機関の使命を果たすことができましたことを、ともに喜びとするところでございます。事実上、今定例会が最後の議会となり、任期満了とともに各人がそれぞれ新たな旅立ちをすることになります。今期で議員を勇退される方々には、これまでの豊富な経験と識見をもとに、町政発展のために、今後とも御指導・御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。そして、今期、町議選挙に引き続き立候補される方々

には、全員が当選を果たされ、町長ともども再び本会議で席を共にできますよう念願する次第であります。

さて、町長以下執行部職員の方々には、任期中大変お世話になりました。これまでの御厚情に対し深くお礼を申し上げます。さらなる発展と住民福祉の増進のために、一層の御努力をされま

すようお願い申し上げたいと存じます。

最後に私、和水町3代目議長に推挙され、今日まで議長職を務めさせていただきましたことは、これもひとえに議員各位、執行部の皆様の協力のたまものであります。ここに厚くお礼、感謝を申し上げます。

任期最後のあいさつとさせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

(拍手)

これをもちまして、平成26年3月定例会を閉会します。

慎重審議、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

御起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午後4時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員